

財 政 課

議案第 4 8 号

令和 8 年度港区一般会計補正予算（第 1 号）補足資料

- 1 いじめ相談体制の強化について
- 2 （仮称）芝五丁目共同プロジェクトについて
- 3 二十歳（はたち）のつどいについて
- 4 私立小中学校等就学者給食費相当支援給付金について

1 いじめ相談体制の強化について

(1) 制度設計の根拠

ア 過去5年のいじめ認知件数について

(単位：件)

年度	小学校	中学校	合計
2	4 9	7	5 6
3	7 7	7	8 4
4	1 8 3	1 7	2 0 0
5	3 0 3	1 4	3 1 7
6	2 6 3	2 4	2 8 7

イ 重大事態と認定した件数

なし

※ 重大事態を疑われる事案が令和7年度に2件あります。

ウ 相談窓口新設が妥当と判断した具体的事例

- ・ 区立幼稚園に係るいじめに類する事案
- ・ 区立小学校におけるいじめ重大事態を疑われる事案

エ 本制度に関連したタスクフォースの設置の経緯

令和7年10月6日、特別職から企画経営部に対して、令和7年9月1日に「こどもまんなか宣言」を行ったこと、いじめに関する事案があることを踏まえ、子どもの権利と命を守るため、全庁を挙げて短期集中的に検討を行い、具体的な対策を講じるように下命がありました。これを受けて、子どもタスクフォースを組織し、検討を開始しています。

オ タスクフォースでの検討事項等関係資料

別紙1、別紙1－2のとおり

(2) 制度設計の検討過程について

- ア 総務課に窓口を設置する以外に検討した選択肢案
なし
- イ 教育委員会側の課題分析を整理した資料
なし
- ウ 教育委員会定例会（令和8年4月23日）で扱われないじめ問題対策
別紙2、別紙4のとおり
- エ 連絡協議会等で本制度が報告されていることが分かる資料
別紙3、別紙4のとおり

(3) 教育委員会で対応できなかった事案について

- ア 保護者が教育委員会の対応に不満を表明した件数
令和7年度 2件
- イ 教育委員会や学校に対する苦情件数
教育委員会及び学校に関連するご意見として受けた広聴
令和7年度 657件
令和6年度 481件
※ 教育委員会及び学校が直接受けた苦情等の集計はしていません。

ウ 学校法律相談の活動実績

(単位：回)

年 度	2	3	4	5	6
相談回数	53	71	95	51	65

- エ 教育委員会が法的助言を受けた件数
なし

(4) 役割分担について

ア 教育長と区長の役割分担

別紙5のとおり

イ 本制度で区長に報告する基準、報告後の区長の対応、分かりやすい例示を含めた資料

本制度では、原則として全ての相談内容を区長に報告することとしています。

区長は、報告を受けた後、教育委員会及び子ども家庭支援部（当該児童が区立小・中学校、幼稚園、保育園に在籍している場合）に対し、必要な指示、助言、勧告などを行います。

ウ 本制度における教育長、教育委員会の役割

教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとして、区長から共有された相談の内容及び結果を踏まえ、必要に応じて教育委員会の所管部門に対応を指示します。

教育委員会は教育長の指揮命令により、学校及び保護者の対応をします。

エ 教育委員会が改善を予定している事項

別紙4のとおり

オ 総務課に相談窓口を設置する理由

(ア) 背景

港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第六条に「港区いじめ問題調査委員会」の規定があり、同委員会規則ではその庶務は総務課が担うこととされ、重大事態への再調査は区長部局である総務課がその中核を担うこととされています。

【参考】いじめ防止対策基本法

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

【参考】港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例

第六条 区長は、法第三十条第一項の規定による報告を受けた場合において当該報告に係る重大事態へ対処し、又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、同条第二項の規定に基づき、区長の付属機関として、学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される港区いじめ問題調査委員会(以下「港区調査委員会」という。)を置く。

- 2 港区調査委員会は、法第三十条第二項の規定による調査を行い、当該結果を区長に報告するものとする。
- 3 港区調査委員会の委員の任期は、区長が任命したときから、前項の規定による報告が終了するときまでとする。
- 4 港区調査委員会に委員長を置き、港区調査委員会の委員の互選によりこれを定める。
- 5 区長は、第二項の規定にかかわらず、港区調査委員会による調査以外の方法により、法第三十条第二項の規定による調査を行うことができる。
- 6 港区調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(イ) 総務課に設置する理由

重大事態の再調査を担う総務課に相談窓口設置することで、相談から調査までを一体的に把握し、第三者性を確保した対応体制を構築することができる。

① 重大事態対応との一体性確保

相談段階から情報を把握することで、重大事態化の予兆を捉え、再調査への連続性を確保する。

② 第三者性の確保

教育部門、子ども部門から独立した総務部門に窓口を設置することで、中立的な立場から相談・助言を行うことが可能となる。

会 議 名	第1回子どもタスクフォース
開 催 日	令和8年1月14日（水） 午後4時35分から午後5時10分まで
出 席 者	〔出席者〕 中島・子ども家庭支援部長、野上・企画経営部長（区役所・デジタル改革担当部長兼務）、湯川・総務部長、茂木・学校教育部長、西川・子ども政策課長、坪井・相談支援担当課長、相川・企画課長、富永・区長室長、山越・総務課長、清水・教育指導担当課長、富樫・統括指導主事
事 務 局	企画課企画担当（大森、桐本）
議 題	（議題） 1 子どもタスクフォースの対応案（子どもの人権と命を守る取組） 〔企画経営部〕
（主なやりとり）	
中島・子ども家庭支援部長 野上・企画経営部長	○子どもタスクフォースの対応案（子どもの人権と命を守る取組） 野上・企画経営部長から資料に沿って説明。
湯川・総務部長	・ 必要な調査・調整を行い、タスクを明確にした上で、企画経営部がまとめた対応案に沿って、今後具体化していくとの理解でよいのか。
中島・子ども家庭支援部長 野上・企画経営部長	・ ご認識のとおりである。 ・ 本日の議論を踏まえ、次回の子どもタスクフォースにおいて各取組の検討状況を共有し、いじめ対策について一定の方向性を整理した上で、4月以降順次取り組んでいくというイメージ。 ・ 弁護士相談窓口設置であれば、どういう形であれば設置できるのか具体的な検討・調整をしていただく。 ・ 教育委員会においては、区長へ報告に入る頻度等を検討し、できれば次回のタスクフォースで検討状況を共有いただくなど。
中島・子ども家庭支援部長	・ 保護者から相談を受けた弁護士が、もう一度学校に報告する。その内容を保護者に返す。これを弁護士に依頼する必要があるのか。 ・ 先日、いじめ対策相談室を設置している品川区を視察し、効果などを聞いてきた。
中島・子ども家庭支援部長	・ 当事者である第1線（子ども・教育部門）に相談するのは当たり前で、それでも腑に落ちない、納得ができないときに、子ども・教育部門以外に相談をする。 ・ 相談を受けた弁護士は、学校やいじめ現場に直接介入するのではなく、例えばこういう切り口でもう一度学校に相談してはどうかと保護者に伝えるだけでも、保護者も落ち着ける、冷静になれるのではないのか。 ・ セカンドオピニオン的なものであり、弁護士が直接、現場や加害児童・被害児童の間に入って仲裁に入るといったことは考えていない。
中島・子ども家庭支援部長	・ 弁護士が保護者の話を聞き、現場の調査をするということはないのか。あくまで保護者の話を聞き、第1線に共有。第1線の対応を改めて保護者に説明するというのか。弁護士である必要はあるのか。

野上・企画経営部長	・ ご認識のとおり。弁護士は、現場の対応が妥当なのか、もしくは現場ともう少し話し合う余地があるのではないかというアドバイスを保護者にできたらと考える。
湯川・総務部長	・ 直接所管部門や在籍している施設に相談しづらいので、第三者である区長部局の弁護士に相談し、そこから現場につなぐということなら意味もあると考える。
野上・企画経営部長	・ 何のために弁護士相談窓口を設置するのか課題設定が重要。
中島・子ども家庭支援部長	・ 解決すべき問題を改めて確認し、誰がどう困っているのかを明確にする必要がある。
茂木・学校教育部長	・ 施設間の情報共有、いじめに関する情報集約について、状況はいかがか。
野上・企画経営部長	・ 施設間の情報共有については、今、整理を進めているところである。
山越・総務課長	・ いじめに関する情報集約については、問題なく調整・開始できると思う。
中島・子ども家庭支援部長	・ 承知した。引き続き、検討・調整をお願いする。
野上・企画経営部長	・ 子ども家庭支援部が調べてくれた情報などは共有していただきたい。
野上・企画経営部長	・ 弁護士相談窓口の設置について、総務部門だけで考えるというよりも、関係課の課長級で細かいところを議論していく場を設定していただけるとありがたい。
野上・企画経営部長	・ いじめの議論に当たっては、未就学児と就学児の違いに留意する必要がある。
野上・企画経営部長	・ 幼児期はいざこざ的な形で子ども同士のやり取りがある。これは子どもの発達には大事な部分でもある。大人の目線でいじめと決めつけてしまうと大きな間違いになりかねない。
野上・企画経営部長	・ 今後、スケジュール感も示しながら、継続的に議論させていただきたい。
野上・企画経営部長	・ 最終的にこのような形で子どもタスクフォースとしての取組の検討を進めるということを区長に報告する機会を設ける必要があると考える。
野上・企画経営部長	・ 第1回子どもタスクフォースでは、検討の方向性を共有できた。
野上・企画経営部長	・ 以上をもって、第1回子どもタスクフォースを終了する。

【第1回子どもタスクフォース】子どもタスクフォースの対応案について

令和8年1月14日
企 画 課

1 子どもタスクフォースの設置の背景

- 区は、令和7年9月に「港区こどもまんなか宣言」を行い、社会全体で子どもの人権を守り、全ての子どもが安全・安心と幸せを実感できる国際都市を目指し、取り組んでいく姿勢を庁内外に示しました。
- 区は、これまでもいじめ防止に取り組んでいますが、子どもや保護者に安心してもらうために、万が一いじめがあった際の事後の対策を強化する必要があります。
- 具体的には、現場の説明等に対する保護者の納得性の確保や転園時に事態を継続させないための取組、区長に速やかに情報が集約される仕組みづくりが挙げられます。

2 位置付け

◆ 位置付け

子どもの人権と命を守るという政策目的のもと、万が一いじめが起きた際にも、子どもや保護者に安心してもらえる実効性のある取組を検討するため、組織の枠を超えて結成する分野横断的かつ臨時的なチーム

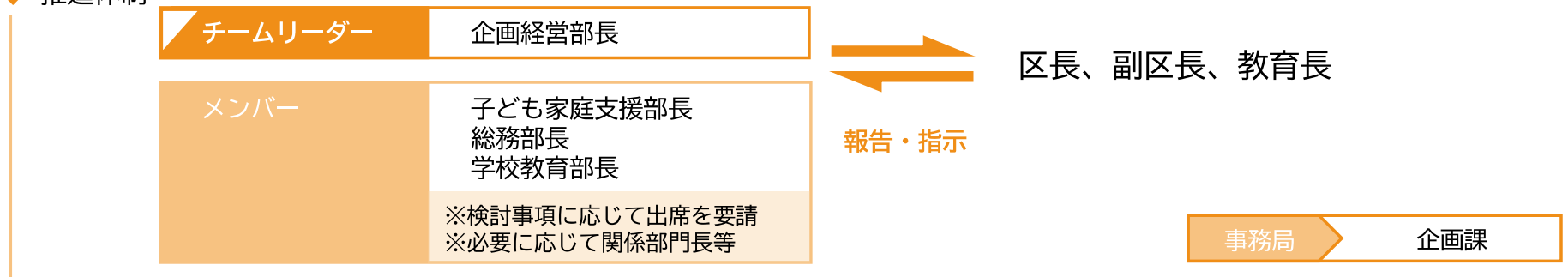
3 検討事項と推進体制

◆ 検討事項

いじめ問題から子どもを守るための取組

①保護者の納得性を確保 ②転園時に事態を継続させない ③区長に速やかに情報を集約

◆ 推進体制



教育現場のみならず、部門を越えて迅速かつ正確な情報共有・連携を行う仕組みを構築するため、庁内横断的な「港区子どもタスクフォース」を設置し、**子どもの人権と命を守る取組を検討**

確認事項

1 子どもタスクフォースの対応案

(1) いじめ対策の強化

- ▶区長部局に弁護士相談窓口を設置

(2) 施設間の情報共有

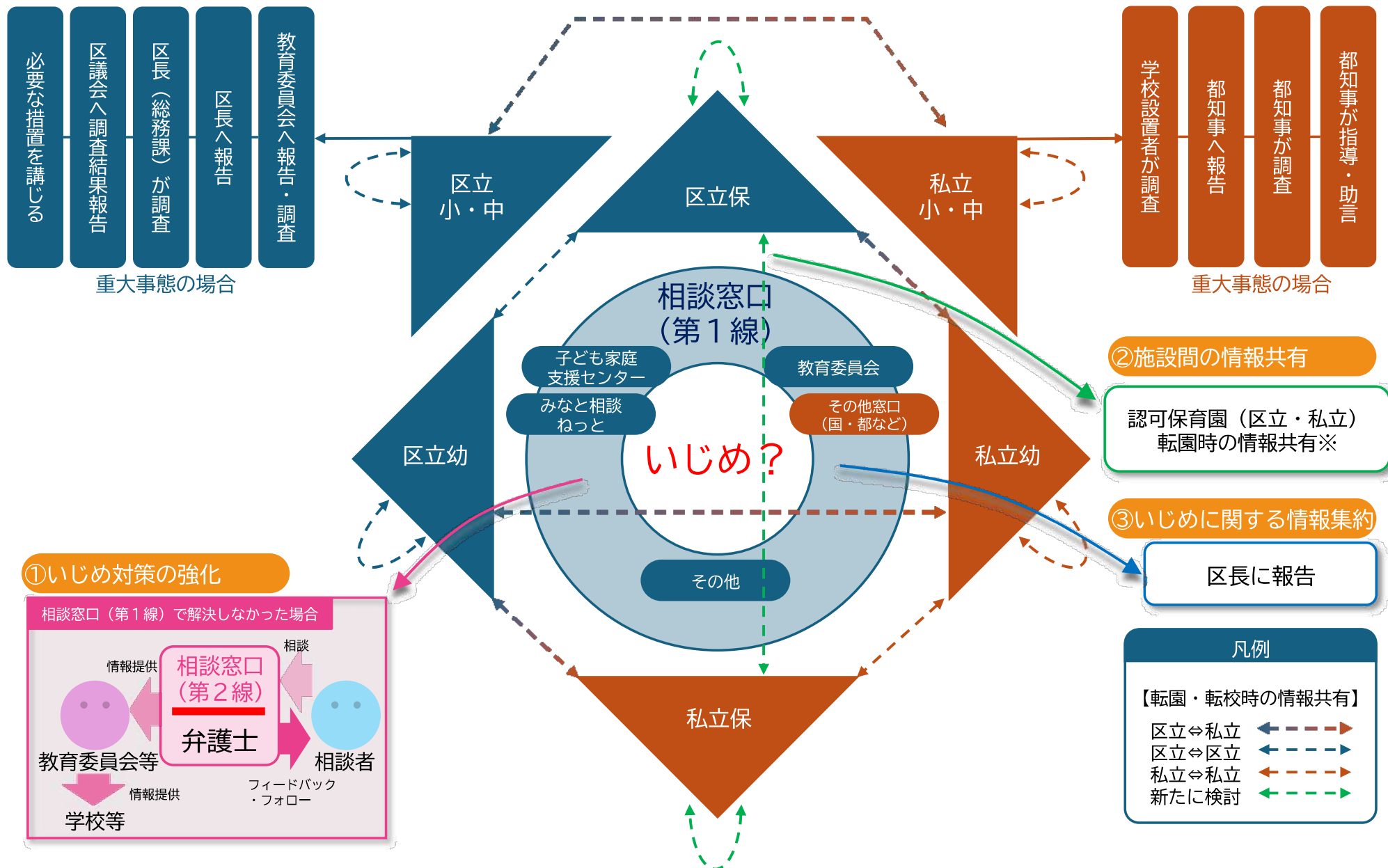
- ▶認可保育園（区立・私立）における転園時の情報共有

(3) いじめに関する情報集約

- ▶いじめに関する相談があった際に区長へ報告

2 上記対応案の開始時期

【第1回子どもタスクフォース】子どもタスクフォースの対応案について



※認可保育園（私立）においては情報共有を依頼

会 議 名	第2回子どもタスクフォース
開 催 日	令和8年4月13日（月） 午後4時30分から午後5時05分まで
出 席 者	〔出席者〕 横尾・子ども家庭支援部長、野上・企画経営部長（区役所・デジタル改革担当部長兼務）、太田・総務部長、茂木・学校教育部長、鈴木・子ども政策課長、坪井・相談支援担当課長、江村・企画課長事務取扱参事、山越・総務課長事務取扱参事、清水・教育指導担当課長、富樫・統括指導主事、高橋・子ども施設指導係長、荻原・総務係長
事 務 局	企画課企画担当（小川、大森、桐本）
議 題	（議題） 1 子どもタスクフォースにおける3つの取組の検討状況の確認・共有 〔企画経営部〕 2 区長記者発表に向けた確認 〔企画経営部〕
（主なやりとり）	
太田・総務部長 横尾・子ども家庭支援部長 太田・総務部長 野上・企画経営部長 高橋・子ども施設指導係長 太田・総務部長 野上・企画経営部長	○子どもタスクフォースにおける検討状況と今後の予定 野上・企画経営部長から資料に沿って説明。 ・ 私立認可保育園には「協力依頼」となっている。法的に言えば協力依頼かもしれないが、ほぼマストで取り組んでもらうという理解でよいのか。 ・ フォーマットについては、場合によっては私立園側（事業者側）が工夫するということがあるかもしれない。全く同じものではなくてもよいが、情報の共有ということが担保できれば良い。 ・ 保育が必要な子は、場合によっては認証保育所、認可外保育園に入園することもある。これは、区を介さず、保護者と事業者との間の契約によって保育が成立するもの。 ・ そのため、区が立ち入るのは難しいかもしれないが、港区の子どもたちを守るという観点では、認証保育所、認可外保育園の在園児も、いじめがあった場合には総務部に設置する窓口や子ども部門に相談できるという体制は必要。 ・ 施設間の情報共有については、認可保育園以外の対応をマストにするのは難しいかもしれないが、同じ未就学の子どもたちを守るという姿勢をもう少し打ち出すべきではないか。 ・ 認証保育所や認可外保育園の在園児やその保護者に、区の相談体制の強化を案内するためのアプローチ手段などはあるのか。 ・ 認証保育所や認可外保育園の在園児の保護者に対し直接ご案内ではなく、園を介しての案内になる。 ・ 事業者にとっても保護者にとっても、区は未就学児童もしっかりと守っていくという姿勢を打ち出していく必要があると考える。 ・ 認可保育園では、在園児が転園をする際の情報共有の仕組みができた。認証保育所、認可外保育園においても、同様に転園時には情報提供をしてほしい。と協力依頼をすることになるのか。

横尾・子ども 家庭支援部長	・ 認証保育所、認可外保育園の事業者に対し、転園時の情報共有の協力依頼をすることは可能だと考えている。 ・ また、相談体制の強化の案内については、事業者経由又は保護者へ直接案内、ともに可能だと考えている。
太田・総務部 長	・ そういった打ち出し方をすれば、施設種別を問わず施設間の情報共有が徹底され则认为。そこは、資料の図の中にも加えた方が良い。
野上・企画経 営部長	・ 子ども家庭支援センターの相談窓口は、区立幼稚園、認可保育園の在園児だけではなく、認証保育所や認可外保育園などの在園児についても、相談できるよう間口を広げているという認識でよい。
坪井・相談支 援担当課長	・ 子ども家庭支援センターでは、在籍している施設の種別を問わず、広く相談を受けている。 ・ 在籍している施設に相談しづらい場合には、どういう形であれば当該施設に内容を伝えられるか相談に乗っている。 ・ しかし、大々的に、いじめの相談を受けるとまでは掲げていない。
野上・企画経 営部長	・ 子どもタスクフォースでは、いじめがあった場合の事後の対策強化ということで各取組の検討を進めてきた。 ・ タスクフォースの検討結果の一つとして、いじめに関する問題は、在籍している施設に相談することを基本としつつ、相談しづらい場合は、子ども家庭支援センターでも相談に乗るということを資料に記載してもよい。
坪井・相談支 援担当課長	・ 相談窓口の選択肢の一つとして、示していただくのは問題ない。
野上・企画経 営部長	・ 打ち出し方については、今後相談させていただく。
野上・企画経 営部長	・ 総務課に設置する弁護士相談窓口は、あくまで第2線であり、対外的に積極的なお知らせをすることは考えていなかった。 ・ 第1線はあくまで学校・教育委員会であり、第1線での対応に納得がいかない場合に第2線を紹介することを考えていたが、最初から第2線を見せていくというイメージの認識で良い。
太田・総務部 長	・ 第一義的には、これまでどおり、在籍している園や学校が相談を受ける。 ・ 園や学校が現場を一番分かっているという前提だが、区は、最終の駆け込み寺を用意する。第1線の現場での相談で埒が明かなかった場合には、第2線に相談に来てくださいという姿勢で相談窓口を置く。 ・ 第2線の相談窓口では、具体的な解決ではなく、話を整理する。これだけでも保護者の負担もかなり軽くなるのではない。
山越・総務課 長事務取扱参 事	・ 第2線の相談窓口のアナウンスの仕方は悩んでいる。当初、第1線からの紹介を前提に考えていたが、第1線に相談しづらい人の対応をどうすべきか。 ・ ただ、仮に第2線の相談窓口をオープンにし、直接、相談が来たとしても、まずは第1線に相談してくださいと返すことになってしまうのではないかと考えており、アナウンスの仕方を決め切れていない。

野上・企画経営部長	・ 仮に第2線のいじめ相談窓口をオープンにした場合、総務部門に問合せが殺到しないか心配だが、その辺りはどうか。多くの問合せが見込まれるのか。
茂木・学校教育部長	・ 相談窓口の役割や意味合いはしっかりと打ち出した方が良い。 ・ 最初の相談はあくまで第1線である園や学校であり、総務部門の相談窓口は第2線だとししっかりと示す必要がある。 ・ 学校で起きるいじめは、そのほとんどが学校で解決する。その中でも、教育委員会に相談が来るものが年間17、8件程度。その中でも更に、重大事態等になってくるのが2、3件程度。 ・ いじめの重大事態の調査体制は教育委員会だけではなく区長部局にもある。ただ、調査体制が組まれるに至った例はない。 ・ そういった体制がある中で、総務部門にセカンドオピニオンの相談窓口として、第2線を設けるということを区民にもわかるように発信した方が良い。 ・ 今日の新聞で、杉並区が区長部局に専管組織を設置し、直接調査を行うとの記事があった。品川区や寝屋川市も同様の取組を行っている。 ・ そんな中、区は直接的な現場介入ではない取組を進めるということ説明できるようにした方が良い。
野上・企画経営部長	・ 第2線の相談窓口の電話番号は総務課内を想定しているのか。
山越・総務課長事務取扱	・ 現時点の想定では、外部の委託先の電話番号を考えている。
太田・総務部長	・ 外部の連絡先の方が、区に相談しづらい人にとって相談しやすい窓口となるのではないかと考える。
野上・企画経営部長	・ それぞれの役割はわかっているが、とりあえず第2線に相談しようという電話が日に何件もあったとして、第1線に戻すような「電話対応」が頻繁にあると、弁護士も大変なのではないか。 ・ 第2線の相談窓口の電話番号はオープンではなく、紹介するイメージであったが、仮にオープンであったとしても、毎日、多くの問合せがある想定ではないという理解でよいのか。
山越・総務課長事務取扱参事	・ 事前に何かしらの資料がないと話をすることも難しいため、いきなり第2線に電話相談をするのではなく、受付を行い、日時等を決めた上で相談してもらう「受付制」の方が良いのではないかと考えており、現在、事務的な検討を進めている。 ・ ある程度資料を用意し、共有した上で、話をしないと相談も難しい。
野上・企画経営部長	・ 第2線での相談は保護者のみを想定しているのか。子どもからの相談も想定しているのか。 ・ 教育現場ではどうか。
清水・教育指導担当課長	・ 被害を受けている子どもからの相談もある。また、いじめられている子の近くにいる子から、学校に言いづらくて、教育委員会や教育センターに連絡をすることもあり、一概に保護者だけから相談があるとは言えない。

野上・企画経営部長	・ 学校の指導の中で、いじめに対し、傍観者になると厳しく指導している。 ・ いじめがあった際には、傍観者になってはいけない、誰かにＳＯＳを出さないといけないことは徹底されている。 ・ 件数が多いとは思えないが、もしかすると子どもから第２線に相談が入ることもあるかもしれない。
清水・教育指導担当課長	・ いじめを受けている子どもの近くの子どもから、学校・教育委員会に対し、いじめの通報があった場合、こういった流れで保護者に伝わっていくのか。 ・ 内部通報に関しては、基本的に本人の匿名性の担保を前提に対応する。 ・ 当日又は翌日には担任や養護教諭、副校長などが、いじめを受けている子どもに対し声掛けを行い、事実確認を行う。 ・ もし、学校外であった場合は、地域から通報という言い方で事実確認を行う。 ・ いずれの場合も、通報者の匿名性を確保し、事実確認を行っている。
野上・企画経営部長	・ いじめを受けている子どもの近くの子どもから第２線の相談窓口へ通報があった場合、どう対応するのか。
清水・教育指導担当課長	・ その場合はすぐに教育委員会に連絡してほしい。学校と連携し、速やかに対応する。
太田・総務部長	・ 以上を踏まえると、第２線としての相談窓口の連絡先は、オープンにして問題ない考える。
野上・企画経営部長	・ 一つ目の取組「相談体制の強化」は、本日の議論を踏まえ、引き続き、詳細について検討いただきたい。 ・ 二つ目の取組「施設間の情報共有」については、区立認可保育園での情報共有の徹底、私立認可保育園についても同様に情報共有の徹底を要請していく。認証保育所、認可外保育園については工夫を検討いただきたい。 ・ 三つ目の取組「いじめに関する情報集約」については、すでに学校教育部が様式を作成しており、校長会等を通じて各学校には伝わっているという認識でよいのか。
清水・教育指導担当課長	・ 校長会にはこれから話をする。基本的に校長会で報告する案件は、各学校に対応を指示するものであり、すぐに対応できる体制は整っている。
野上・企画経営部長	・ 学校教育部が作成した様式を参考に、子ども家庭支援部には、区立認可保育園においてもどこまで対応ができるかを検討していただきたい。
野上・企画経営部長	・ 子どもタスクフォースにおける検討の到達点として、事務局である企画課から近日中に区長に報告させていただく。
野上・企画経営部長	・ 以上をもって、第２回子どもタスクフォースを終了する。

1 子どもタスクフォースにおける3つの取組の検討状況の確認・共有

2 区長記者発表に向けた確認

1 子どもタスクフォースの設置の背景

- 区は、令和7年9月に「港区こどもまんなか宣言」を行い、社会全体で子どもの人権を守り、全ての子どもが安全・安心と幸せを実感できる国際都市を目指し、取り組んでいく姿勢を庁内外に示しました。
- 区は、これまでもいじめ防止に取り組んでいますが、子どもや保護者に安心してもらうために、万が一いじめがあった際の事後の対策を強化する必要があります。
- 具体的には、現場の説明等に対する保護者の納得性の確保や転園時に事態を継続させないための取組、区長に速やかに情報が集約される仕組みづくりが挙げられます。

2 位置付け

◆ 位置付け

子どもの人権と命を守るという政策目的のもと、万が一いじめが起きた際にも、子どもや保護者に安心してもらえる実効性のある取組を検討するため、組織の枠を超えて結成する分野横断的かつ臨時的なチーム

3 検討事項と推進体制

◆ 検討事項

いじめ問題から子どもを守るための取組

①保護者の納得性を確保 ②転園時に事態を継続させない ③区長に速やかに情報を集約

◆ 推進体制

チームリーダー	企画経営部長
メンバー	子ども家庭支援部長 総務部長 学校教育部長
	※検討事項に応じて出席を要請 ※必要に応じて関係部門長等



区長、副区長、教育長

報告・指示

事務局

企画課

子どもタスクフォースで検討した3つの取組

万が一、いじめ又はいじめに類する事案が起きた際にも、子ども、保護者に安心してもらえるよう、子どもタスクフォースとして3つの取組について検討した。

【検討事項】

(1) 保護者の納得性を確保

- ▶現場の対応や説明を保護者が十分に理解・納得できず、不信感が残る場合がある。

(2) 転園時に事態を継続させない

- ▶転園時、園児に関する情報が施設間で正確に共有されず、事態が継続性する可能性がある。

(3) 区長に速やかに情報を集約

- ▶いじめの情報が速やかに区長に共有されないことで、対策に遅れが生じる懸念がある。

【検討した取組】



(1) 相談体制の強化

- ▶区長部局への弁護士相談窓口設置



(2) 施設間の情報共有

- ▶認可保育園転園時の情報共有

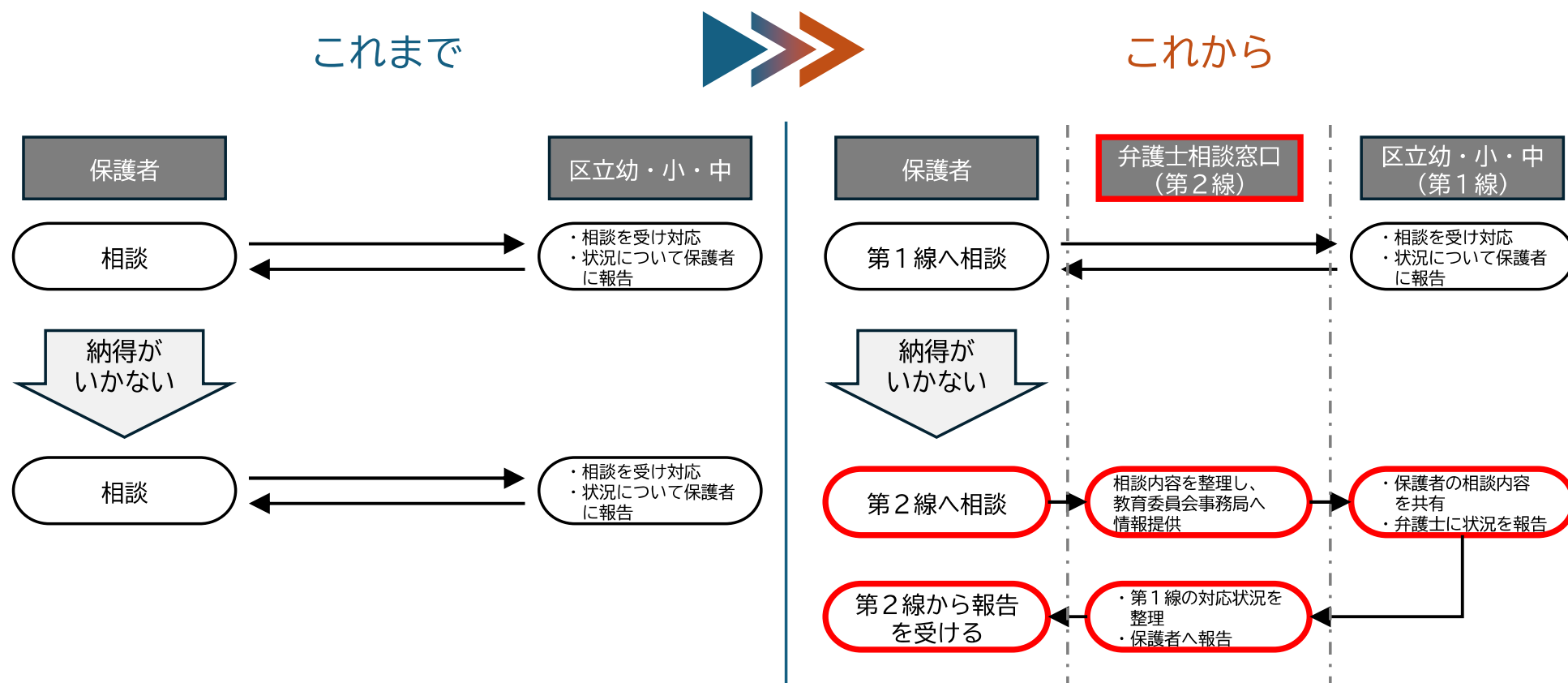


(3) いじめに関する情報集約

- ▶区長への情報集約

(1) 相談体制の強化（区長部局への弁護士相談窓口設置）

第三者の専門的視点から、第1線の対応について法的・制度的観点で整理することで、保護者の納得性を確保します。



- ・第1線での対応に納得がいかない場合の相談窓口として、第2線として新たに弁護士相談窓口を設置し、相談先の選択肢を広げる。
- ・第2線相談窓口は、いじめ問題の解決や現場への介入ではなく、学校・教育委員会による現場対応・判断を前提としつつ、その説明内容や判断の枠組みを、法的・制度的観点から整理する役割を担う。

(2) 施設間の情報共有（認可保育園※転園時の情報共有）

認可保育園転園時に、園児の人との関わりや遊びの様子などの情報共有を徹底することで、事態の継続化を防ぎます。

これまで

転園（校）先 転園（校）元	区立認可保育園	私立認可保育園	区立幼稚園	私立幼稚園	区立小・中学校	私立小・中学校
区立認可保育園▶	△	△	△	△		
私立認可保育園▶	△	△	△	△		
区立幼稚園▶	◎	◎	◎	◎		
私立幼稚園▶	◎	◎	◎	◎		
区立小・中学校▶					◎	◎
私立小・中学校▶					◎	◎



これから

転園（校）先 転園（校）元	区立認可保育園	私立認可保育園	区立幼稚園	私立幼稚園	区立小・中学校	私立小・中学校
区立認可保育園▶	◎	◎	◎	◎		
私立認可保育園▶※	◎	◎	◎	◎		
区立幼稚園▶	◎	◎	◎	◎		
私立幼稚園▶	◎	◎	◎	◎		
区立小・中学校▶					◎	◎
私立小・中学校▶					◎	◎

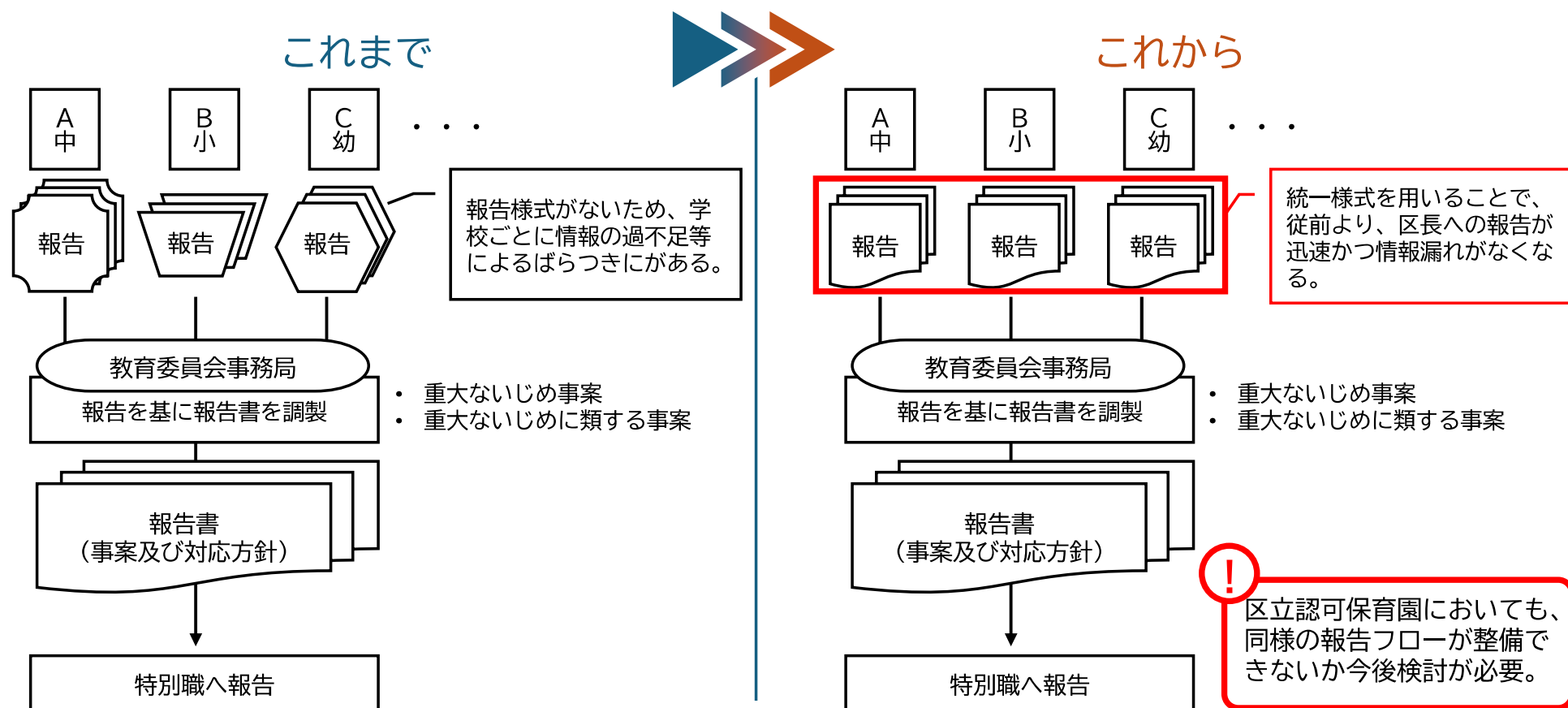
【凡例】△情報共有はしているものの様式・手段が不統一 ◎統一様式を用いて情報共有

- 区立・私立幼稚園及び区立・私立中学校においては、学校教育法施行規則により、児童・生徒の健康状況等を記録した要録の作成が義務付けられており、転園（校）時には、転園（校）先に送付することとされている。
- 認可保育園についても、国の事務連絡に基づき、転園時には情報の共有を行っているが、決まった様式はなく、共有の手段や事項も園によりさまざまであった。情報共有の様式を作成・活用することで、統一的な対応が可能となり、施設間の情報共有の徹底を図る。

※私立認可保育園については協力依頼

(3) いじめに関する情報集約（区長への情報集約）

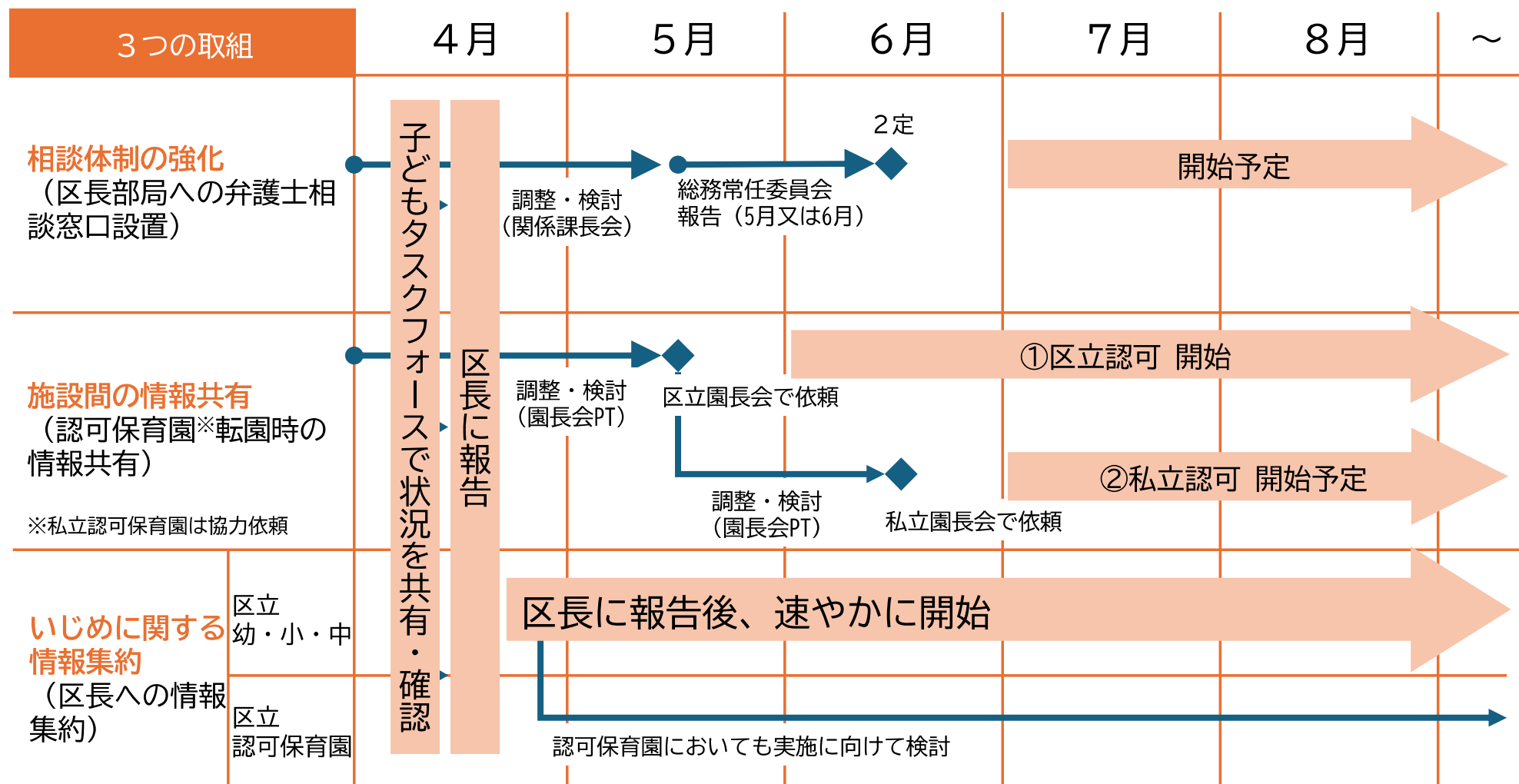
「重大ないじめ事案」「重大ないじめに類する事案」について、必要事項を明確にした統一様式を用いることで、区長への報告を迅速に行うとともに、情報の漏れをなくします。



- ・ 区立小・中学校における「重大ないじめ事案」、区立幼稚園における「重大ないじめに類する事案」が発生した場合の報告様式を統一の様式として整備することで、初動対応の漏れや遅れなどを防ぎ、現場における的確かつ迅速な対応力の向上を図る。
- ・ 区立認可保育園においても同様の対応フローが整備できないかについては、今後検討。

【第2回子どもタスクフォース】子どもタスクフォースにおける検討状況と今後の予定

令和8年4月13日
企画課



子どもタスクフォース 3つの取組の実施に向けた検討

案件担当課 (共管は併記)	案件担当：教育指導担当 共 管：区長室、子ども家庭支援センター相談支援担当
取組	○いじめに関する情報集約
背景、 現状と課題	【現状】 ・区立小・中学校における重大ないじめ事案、区立幼稚園における重大ないじめに類する事案が発生した場合は、学校及び園からの報告をもとに、事案及び対応方針を適宜特別職に報告している。 【課題】 ・保育園でのいじめに類する事案は、事案を把握する仕組みが整備されていないことから、情報を集約することが困難である。
○所管課として 検討する具体的 な取組の内容	・「重大ないじめ及びいじめに類する事案報告シート」の作成 ➡ いじめ及びいじめに類する事案が発生した際に報告するための共通様式を作成し、配布する。 ・「重大ないじめ及びいじめに類する事案報告シート」の運用 ➡ 区立小・中学校、幼稚園からの報告は教育指導担当、保育園は子ども政策課が取りまとめ、特別職への報告を行う。 併せて両課間で情報の共有を行う。
○取組を進める うえでの課題 や懸念	【課題・懸念】 ・各学校、園から区への確実な報告 ➡ 学校や園が、いじめやいじめに類する事案を適切に認知し、速やかに区へ報告を行うことが徹底されること。 ・保育園から幼稚園への情報共有の徹底 ➡ 現在、保育園から幼稚園に転園する際、事案の引継ぎが徹底されていないこと。
○その他、事前 に確認・共有 したい事項	特記事項なし
別添資料	○有 ・ 無（重大ないじめ及びいじめに類する事案報告シート）

※ 12ポイントの箇条書きで、簡潔に記述してください。（1枚）

令和○年○月○日
港区立○○小中学校
校長 ○ ○ ○ ○

港区立○○小中学校における○年生いじめ事案の報告について

【概要】

令和○年○月○日（○）に当該児童（生徒）が、関係児童（生徒）Aの頭を強くたたいた。関係児童（生徒）Bが、当該児童（生徒）をはやしたてるような言動をとったことから、当該児童（生徒）は、関係児童（生徒）Aの頭をもう一度たたいた。
関係児童（生徒）Aおよび保護者は、安全が脅かされたとして登校への不安を抱えているため、関係児童（生徒）Aと当該児童（生徒）が接触しないよう体制を整えている。

1 当該児童（生徒）・関係児童（生徒）・関係児童（生徒）及び教職員

○当該児童（生徒）：○年○組 ○○ ○○
担任：○○ ○○ 教諭（都歴○年、区歴○年、本校○年）
○関係児童（生徒）A：○年○組 ○○ ○○
担任：○○ ○○ 教諭（都歴○年、区歴○年、本校○年）
○関係児童（生徒）B：○年○組 ○○ ○○
担任：○○ ○○ 教諭（都歴○年、区歴○年、本校○年）

2 経緯

日付	内容
○月○日（○）	当該児童（生徒）が、○○という行為を行い、関係児童（生徒）は、不快感を抱き、担任に相談した。
○月○日（○）	学校いじめ問題対策委員会を開催し、いじめを認知した。
	・・・・・・・・

3 事実の認否

- ・当該児童（生徒）は、○○○したことについて、認め、謝罪している。
- ・関係児童（生徒）は、○○○したことについて、認め、謝罪している。

4 保護者への説明の状況

- ・関係児童（生徒）保護者に対して、○月○日（○）に担任が電話連絡を行い、○○○について説明し、納得をいただいている。
- ・当該児童（生徒）保護者と○月○日（○）に学年主任 ○○主任教諭、担任が面談を行い、○○○について説明したが、納得をいただけていない状況である。今後・・・

5 今後の対応

(1) 児童（生徒）への支援について

- ・関係児童（生徒）が安心して学校生活を送ることができるよう、関係児童（生徒）と当該児童（生徒）が接触しないように、SNAを配置している。
・・・・・・・・

(2) 学級全体への指導について

- ・暴力や暴力をはやし立てるような言動は現に慎むことであることを学年主任・学級担任から指導を行った。

【様式2】港区立幼稚園 いじめに類する事案報告シート

令和○年○月○日
港区立○○幼稚園
園長 ○ ○ ○ ○

港区立○○幼稚園における○歳児いじめに類する事案の報告について

【概要】

令和○年○月○日（○）に関係幼児が、当該幼児の頭を強くたたいた。
当該幼児および保護者は、安全が脅かされたとして、登園への不安を抱えているため、当該幼児と関係幼児が接触しないよう、体制を整えている。

1 当該幼児・関係幼児及び教職員

○当該幼児：○歳児○○組 ○○ ○○
担 任：○○ ○○ 教諭（区歴○年、本園○年）
○関係幼児：○歳児○○組 ○○ ○○
担 任：○○ ○○ 教諭（区歴○年、本園○年）

2 経緯

日付	内 容
○月○日（○）	関係幼児が、○○という行為を行い、当該幼児は、不快感を抱き、担任に相談した。
○月○日（○）	園長、主任、担任・・・で今後の対応について協議を行った。
	・・・・・・・・

3 事実の認否

・関係幼児は、○○○したことについて、認め、謝罪している。

4 保護者への説明の状況

・当該幼児保護者に対して、○月○日（○）に担任が電話連絡を行い、○○○について説明し、納得をいただいている。
・関係幼児保護者と○月○日（○）に○○主任教諭、担任が面談を行い、○○○について説明したが、納得をいただけていない状況である。今後、・・・

5 今後の対応

（1）幼児への支援について

・当該幼児が安心して園生活を送ることができるよう、当該幼児と関係幼児が接触しないように、○○○を中心として支援を行っている。
・・・・・・・・

（2）学級全体への指導について

・暴力は許さないであることを改めて担任から指導を行うとともに、・・・・
・・・・・・・・

会 議 名	第3回子どもタスクフォース
開 催 日	令和8年5月12日（火） 午後5時30分から午後6時15分まで
出 席 者	〔出席者〕 横尾・子ども家庭支援部長、野上・企画経営部長（区役所・デジタル改革担当部長兼務）、太田・総務部長、茂木・学校教育部長、鈴木・子ども政策課長、坪井・相談支援担当課長、江村・企画課長事務取扱参事、山越・総務課長事務取扱参事、清水・教育指導担当課長、富樫・統括指導主事、高橋・子ども施設指導係長、荻原・総務係長
事 務 局	企画課企画担当（高尾、小川、大森、桐本）
議 題	（議題） 1 子どもタスクフォースの検討状況の確認 〔企画経営部〕
（主なやりとり）	
野上・企画経営部長 鈴木・子ども政策課長	○子どもタスクフォースの検討状況の確認 野上・企画経営部長から資料に沿って説明。 ・ 区立・私立認可保育園における施設間の情報共有について、予定どおり調整が進んでいるという理解でよい。 ・ 区立園長会で説明済み。5/13の副総合支所長会で説明する予定。 ・ 情報共有の様式はP Tで検討を進めており、おおむね完成している。 ・ 6/8に予定している私立園長会で私立認可保育園については協力をお願いし、その後、認可外保育園についても周知をしていく。 ・ 施設間の情報共有を実施する上での懸念点はあるが、これは個別に解決していく必要がある。例えば個人情報の取り扱いである。情報の共有に当たっては事前に保護者の同意を得る必要がある。今年度については、個別に確認を行うことで対応する。 ・ 来年度以降は、入園前の重要事項説明の中であらかじめ同意を取る。そのほか、区外の認可保育園等に転園した場合も状況共有をすべきかと現場から確認があった。線引きが難しいため、原則としてすべての場合において情報共有するようお願いした。ただし、区から情報共有のフォーマットが急に送られてきても、区外の園は何のことかわからないため、簡単な説明をするか、送付文等を用意することを考えている。
野上・企画経営部長 茂木・学校教育部長	・ 報告ルールの明確化については、区立幼・小・中で運用が開始されているという認識でよい。 ・ すでに運用を開始している。
野上・企画経営部長	・ 区立認可保育園、学童クラブ等、子ども家庭支援部関係についてだが、こちらは、令和8年度は各支所管理課が絡むため、管理課との調整・検討が必要かと思う。調整の目途がたったから情報を共有いただきたい。
野上・企画経営部長	・ 相談体制の強化については総務部から説明をお願いしたい。

山越・総務課 長事務取扱	資料「いじめ相談体制の強化について（案）」について説明。 ・ 区内在住が対象とある。例えば、区外の私立学校に通っている区内在住者も対象という認識でよい。 ・ ご認識のとおりである。 ・ 四角囲みの【実施内容】に記載のとおり、第２線の相談窓口を設置する最大の目的は保護者の納得性を向上させることであり、課題の解決までは踏み込まない。 ・ 目的は保護者の納得性の向上だということがより明確にわかるような表現に修正したほうがよい。 ・ 項番２の①の最後に「事案の解決につなげます。」とある。本取組は事案の解決を目的としているものではないため、第三者による事案の整理をすることで、保護者の納得度が上がるという記載の方がよい。 ・ また、②には、「更なる相談先を提供することで～」とある。現場で納得いかない保護者に第２線の相談機会を提供することで、安心できる環境を整えるということが目的かと思う。①は主目的である「納得度の向上」をもう少しわかるように明確な記載にした方がよい。 ・ 今回、子どもタスクフォースで取組を検討するに当たり、端を発したのは、未就学児のいじめに類する事案。対象者の記載に、「区内在住の中学生までの子どもの保護者」とあるが、どこからどこまでが対象か明記されていない。 ・ 「幼児等については～」とあるが、対象を小・中学生だけにとどめず、未就学児も基本的に対象とすべきではないか。 ・ 相談対応のフローの矢印を１００％すべて賄うのは施設種別によっては難しいかもしれないが、私立なども含め、保護者の納得性を高めるという観点から、まずは弁護士が話を聞き、一般的な助言をするというのもあってよいのではないか。	
鈴木・子ども 政策課長		
山越・総務課 長事務取扱		
野上・企画経 営部長		
山越・総務課 長事務取扱参 事	・ 私立は排除していない。保護者の希望があれば対応する。	
野上・企画経 営部長		
	・ 項番３の④「実施内容」のうち、「相談を受けた弁護士は、保護者からの相談内容を整理し、法律的な観点からの助言を行います。」というところまでは、どなたでも受け付けるように見える。しかし、解決は第１線が基本的に担うんだということを書きたいがために各施設別の対応の記載がわかりにくくなっているのではないか。 ・ まず第２線として保護者の相談を聞き、納得度を高めるための相談窓口である。当該の子どもが、区立幼・小・中に在籍する児童・生徒であれば、教育委員会にフィードバックし、教育委員会において解決に向け取り組む。保護者の納得度の向上に当たっては、客観的に整理した事実を弁護士から保護者に伝	

	え、納得してもらい、引き続き解決に向けては当事者と第1線で対応していただくということ。
	- 第2線の相談窓口は、法律の観点から保護者に助言を行い、納得度を高める。解決には、区立幼・小・中においては教育委員会事務局。それ以外の学校については指導監督権限を有するものが対応していく。 - 相談窓口の役割と現場における問題の解決は切り分けて考える必要がある。 - 資料の3/3ページにあるとおり、基本的には保護者は現場（第1線）とやりとりをし、納得できないときに第2線に相談する。第2線は相談を受け、第1線に共有する。第1線は、改めて保護者が納得するよう解決に努めるが、第2線はその状況を相談者に伝えるとともに、助言・フィードバックすることで、解決に至らなくとも、納得してもらうことを心がけていただくというものという理解でよい。 - 総務課で一度受け付けを行い、弁護士相談窓口につなぐという点以外は、企画課作成の対応フローと相違ないという認識でよい。 - その認識でよい。
山越・総務課 長事務取扱参事	
茂木・学校教育 部長	- 項番2の②に「更なる相談先を提供することで」とあるが、これ保護者ではなく、教育委員会に対して、例えばこういう視点での対応もあるのではないかな。というものということか。 3/3ページのフロー図の⑤に「・再調査依頼、調査結果の報告」とあるが資料の本文中には見当たらない。保護者が過度に期待してしまうかもしれない。
山越・総務課 長事務取扱参事	記載を見直したい。
横尾・子ども 家庭支援部長	相談は土日でもできる想定か。
山越・総務課 長事務取扱参事	予約制を想定している。事前に面談シートのようなものを作成・送付いただくことを考えている。事前予約制ということもあり、土日は考えていない。オンラインでの対応も検討する。
横尾・子ども 家庭支援部長	- インターナショナルスクールや私立園など、区での調査などには限界があるところもあるが、こういった相談窓口が増えるだけでも、保護者はありがたいと思う。 - 資料1の2/5ページ、対象範囲について確認したい。今年度に入り、学童クラブや放課G0→クラブにおいて、いじめの相談が立て続けに2件ほどあった。 - 学校の時間ではなく、放課後の時間での相談が来ているが、そういったものも対象に入らないのか。
野上・企画経 営部長	資料上、「報告ルールの共通化」には学童クラブ、放課G0→クラブも入っていたが、「報告体制の強化」の資料には記載が漏れていた。追記する。

鈴木・子ども政策課長	・ 相談対応フローの認可保育園等の「等」に児童館、学童クラブや放課 G0→クラブは含まれるのか。学童クラブ等も含まれるのであれば、他の資料にも影響するのではないか。
江村・企画課長事務取扱参事	・ 「等」には、こども園などを含んでいる。
鈴木・子ども政策課長	・ だとすれば、学童クラブや放課 G0→クラブも相談体制の強化の対象、相談対応フローの中にも加える必要がある。 ・ 資料の赤囲みの中に、区立認可は管理課、それ以外は子ども政策課経由とある。この整理で行くと、区立認可保育園は管理課、私立認可や認可外は子ども政策課、児童館や学童クラブに関しては管理課、今後できてくる民設民営の学童クラブなどに関しては子ども若者支援課となる。調整が必要。
野上・企画経営部長	・ 承知した。
野上・企画経営部長	・ 相談の予約受付時間等は明確にしておいた方がよい。
山越・総務課長事務取扱参事	・ 具体的なことは、これから検討・調整するが、受付はメールを考えている。 ・ 面接票のようなものを作成・送付してもらう必要があるためである。ファックスもありうる。
野上・企画経営部長	・ 対外的に報告・説明する際にはわかりやすく整理する。現在は調整中であるということで承知した。
野上・企画経営部長	・ 子どもタスクフォースで検討した3つの取組は順調に検討が進んでいるということがわかった。 ・ 施設によっては、管理課と調整が必要なところもあると思うので、副総合支所長会等で調整をしていただき、軌道に乗せていただきたい。また、その結果についてはこまめに共有し合うということをお願いしたい。
清水・教育指導担当課長	・ 資料にいじめに関する相談窓口をまとめてあるが、区教育委員会の相談窓口もあるが記載されていない。参考資料を提供させていただくので、加えていただければ。
野上・企画経営部長	・ 承知した。
野上・企画経営部長	・ 以上をもって、第3回子どもタスクフォースを終了する。 ・ 今後は、このように集まって情報共有するというのは今日でおそらく最後になると思うが、タスクフォースの解散日としては、3つの取組全てがスタートしたことを確認したことををもって解散日としたい。できれば6月末あるいは7月1日をもって解散としたい。 ・ また何かタスクフォースが必要な場合は別のタスクフォースを立ち上げる。 ・ 子どもタスクフォースについては、参集は今日をもって最後としたい。

- 1 相談体制の強化（総務部門への弁護士相談窓口設置）
 - ①対象範囲の確認
 - ②相談対応フローの確認

- 2 施設間の情報共有（認可保育園転園時の情報共有）
 - ・ 6月開始に向けた進捗状況の確認

- 3 報告ルールの明確化（統一様式を用いた迅速な報告）
 - ・ 認可保育園等における実施に向けた進捗状況の確認

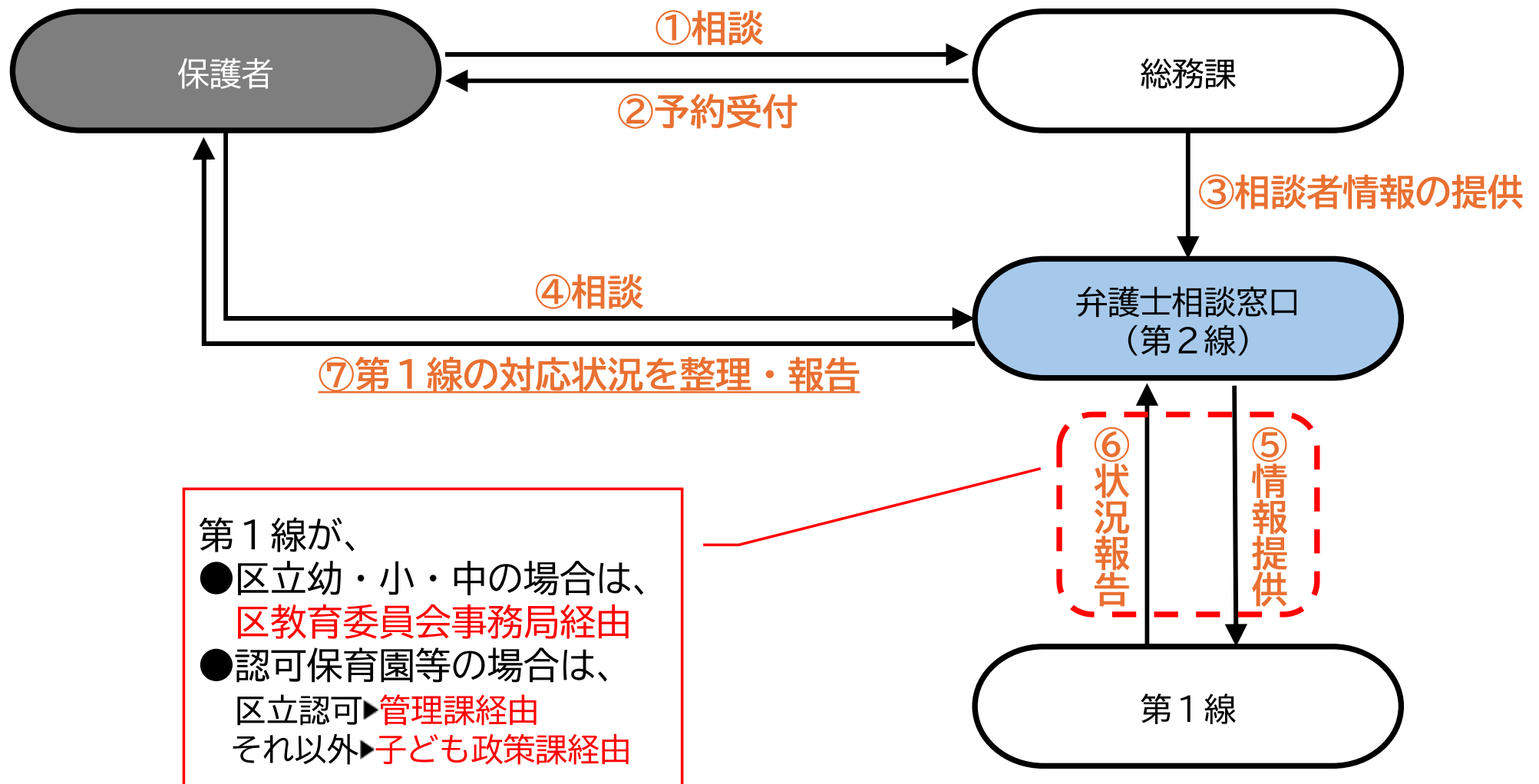
対象範囲の確認

施設種別	指導監督権限	根拠法令
区立幼・小・中	区	学校教育法
私立幼・小・中・高	都	学校教育法
都立小・中・高	都	学校教育法
国立幼・小・中・高	国	学校教育法
学校教育法上の「各種学校」認可を受けている施設※1	都	学校教育法
学校教育法上の「各種学校」認可を受けていない施設※2	-	-
認可保育園（区立・私立）等	区	児童福祉法
認可外保育施設	区	児童福祉法

※1 例：インターナショナルスクール、西町インターナショナルスクール、アメリカンスクールインジャパン、ブリティッシュスクールイン東京 等

※2 学習塾、フリースクール等

相談対応フローの確認



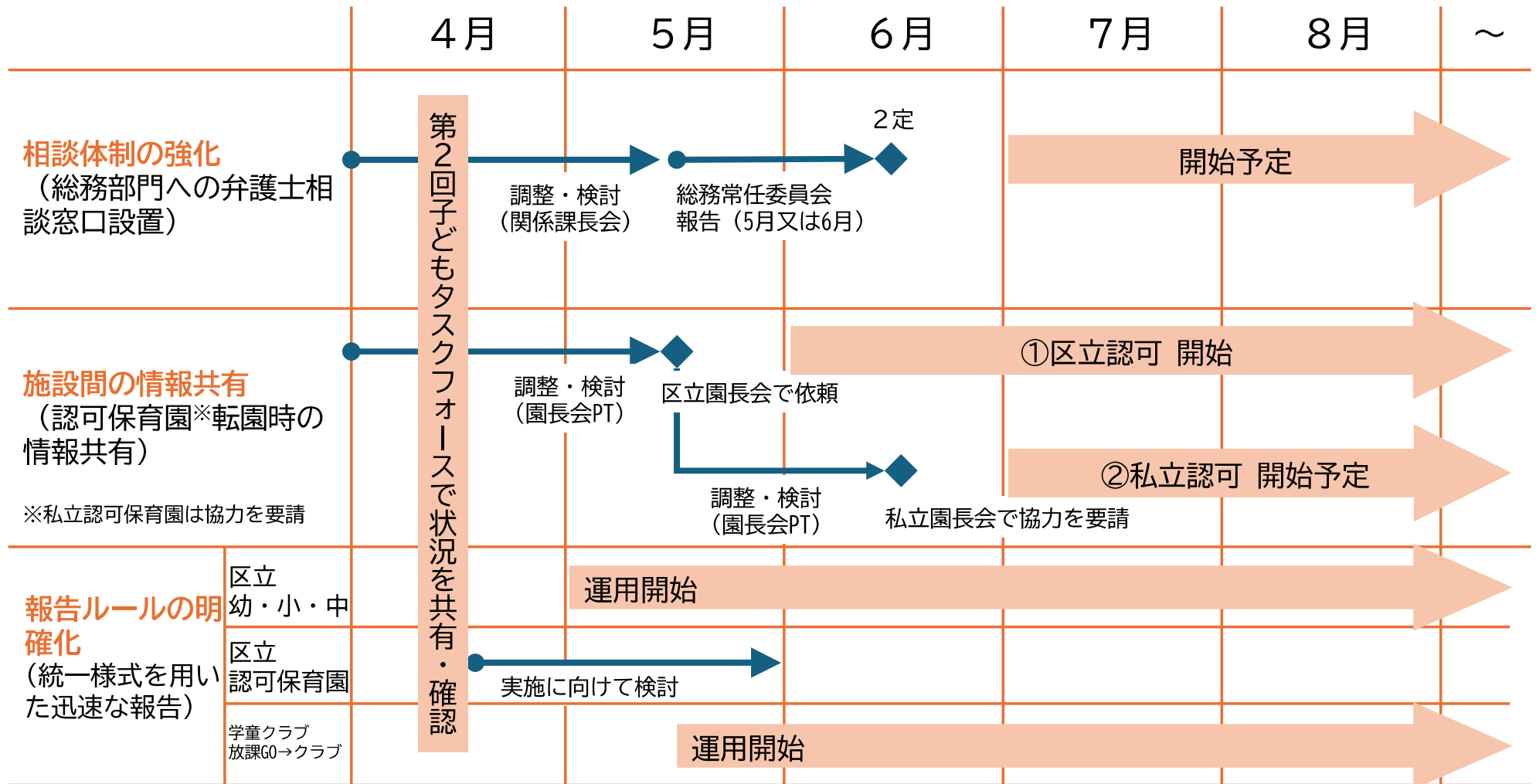
(注) 区立幼・小・中、認可保育園等以外に在籍している子どもについては④まで

相談対応フローの確認

(参考) いじめに関する相談窓口

相談窓口		相談内容
区	港区子ども家庭相談ダイヤル（子ども家庭支援センター）	いじめ・不登校・子ども本人の悩みなど
	みなと相談ねっと（子ども家庭支援センター）	いじめ・不登校・子ども本人の悩みなど
	児童相談所	不登校やいじめ等の相談
区以外	24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	いじめ問題やその他SOS
	子どもの人権110番（法務省）	「いじめ」や体罰など、人権侵害の相談など
	子どもの人権110番（東京弁護士会）	いじめ・不登校・体罰・虐待など子どもの人権に関する相談すべて
	東京都いじめ相談ホットライン（東京都教育相談センター）	幼児や高校生相当の年齢の方を対象とした「いじめ」に関する相談
	東京子供ネット（東京都福祉局）	いじめ・体罰・虐待などの子供の権利侵害に関する相談
	ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年育成課）	子供の非行、いじめなどの相談

3つの取組の今後の予定



いじめ相談体制の強化について（案）

【実施内容】

区立小・中学校におけるいじめの問題については、対象児童、生徒に係る調査等が必要であるため、学校及び教育委員会が必要に応じて有識者による相談を活用し、対応しています。保育園等については知見を有する事業者による相談窓口を設置しています。

しかしながら学校及び教育委員会等の対応や説明に納得が得られない場合や第三者に相談することを希望する保護者に対応するため、区長部局である総務課に弁護士による相談窓口を設置し、相談体制を強化します。

1 背景

文部科学省がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの認知件数は全国的に増加しており、同省は、学校における適切な調査の実施のため、令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改定するなど、いじめ防止対策に取り組んでいます。

こども家庭庁は、学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校における対応と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化に取り組むとし、首長部局、学校、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、子どもや保護者の悩みの解消に向けた取組を推進しています。

区においてもいじめの事案が報告されており、子どもの命や人権を守る取組を強化することが求められています。

2 相談窓口設置の理由

いじめの事案には様々な事情が複雑に関係している場合があることから、学校だけで抱え込むのではなく、教育、子ども等の関係機関が連携し、いじめに直面する子どもや保護者を支援することが重要であることから、下記の点を目的に区長部局に相談窓口を設置します。

①第三者による法的、制度的視点での事案の整理の実施

学校及び教育委員会等の対応について、知見を有する第三者が専門的な視点により整理することで、更なる対応についての助言等を行い、事案の解決につなげます。

②保護者の相談機会の充実

学校及び教育委員会等の対応に納得が得られない場合に、更なる相談先を提供することで、保護者等が安心できる環境を整備します。

3 相談窓口の概要

①相談員

弁護士2名（港法曹会に推薦を依頼します。）

②対象者

区内在住の中学生までの子どもの保護者

③相談方法

相談者は、相談内容を面談票に記入し、希望する面談日を予約したうえで、弁護士事務所等への訪問又はリモートにより面談を行います。

④実施内容

相談を受けた弁護士は、保護者からの相談内容を整理し、法律的な観点からの助言を行います。

区立小・中学校に在籍する児童・生徒の場合は、相談内容を教育委員会に報告し、教育委員会と学校が連携して問題の解決に向けて対応します。

私立小・中学校等に在籍する児童・生徒の場合は、保護者の希望があった場合に、在籍する学校等に情報を提供し、相談内容を共有します。

また、幼児等のいじめに類する相談については、子ども家庭支援部等の関係部署が施設と連携して対応します。

⑤経費

810,000円

（内訳） 弁護士報酬費

月額 @40,000×2名×9月 720,000円

相談実績分@10,000×9月 90,000円

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 6月上旬 常任委員会報告

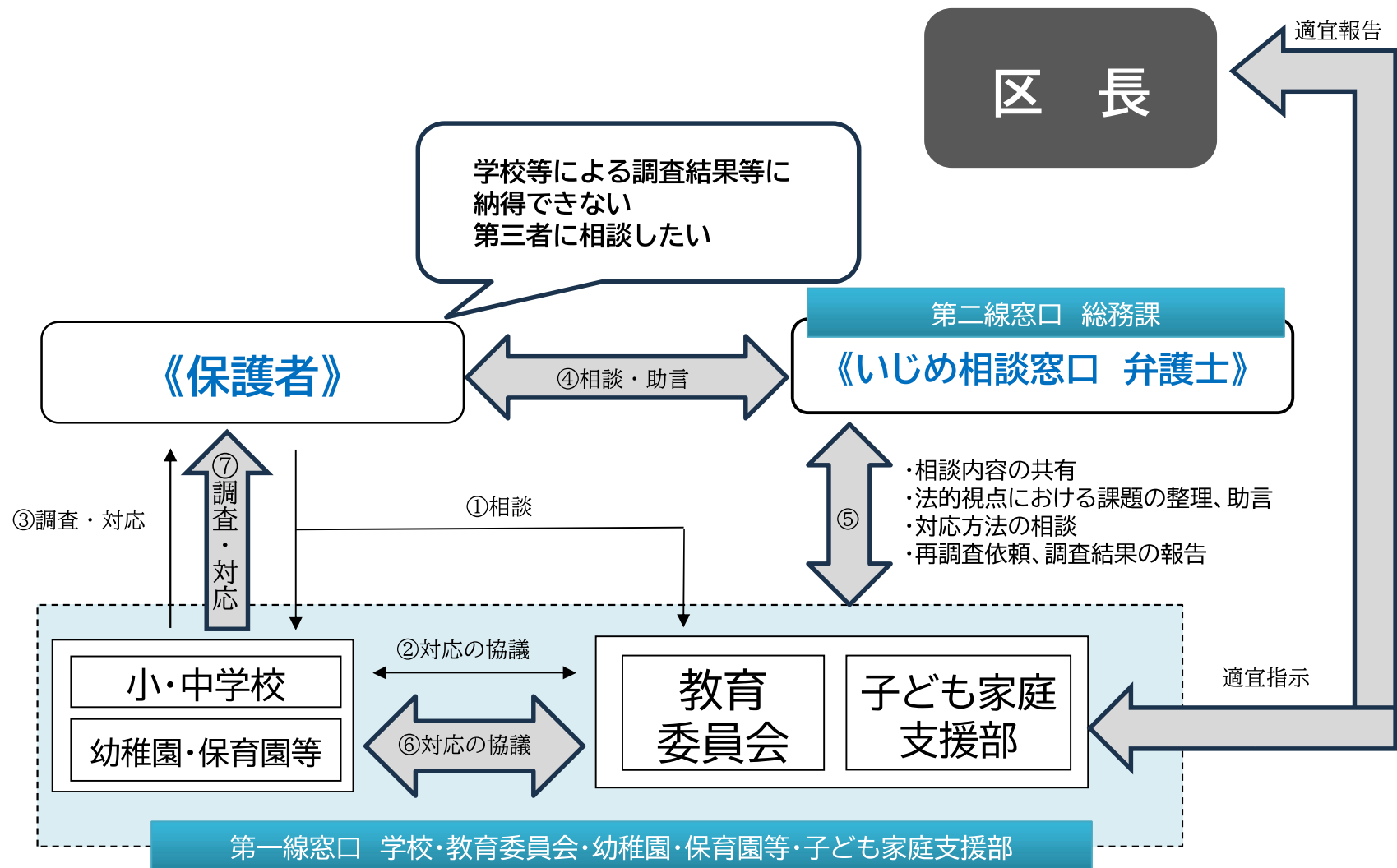
プレス発表

6月中旬 第2回港区議会定例会（補正予算上程）

6月下旬 相談員委嘱手続

7月 実施

いじめ相談体制の強化



※私立学校等に在籍する場合は相談者の希望に応じて在席学校に情報を提供します。

いじめ相談対策室（品川区）について

日時：令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木） 1 1 時～

場所：品川区役所

1. 設置経緯

令和 2 年 2 月に区立中学校で発生したいじめについて、品川区は初めて重大事態と認定し、その後いじめ防止対策推進法 3 0 条に基づく区長による再調査を実施した。その結果、第三者委員会より学校・教育委員会と独立した組織を設けるよう提言を受け、令和 6 年 1 月 4 日区長部局（総務課コンプライアンス推進担当）に「いじめ相談対策室」を設置した。

2. 職員体制

- ・事務職員 5 名〈常勤〉（管理職 1 名、係長 2 名、係員 2 名）
- ・いじめ相談員〈会計年度〉（心理・福祉職員 4 名、週 3 または週 4 勤務）
- ・コンプライアンス推進指導員〈会計年度〉（弁護士 5 名、週 2 または週 3 勤務）

3. 取組内容

①多様な相談ツールによる相談対応

いじめ対策ポータルサイト、電話、メール、対面、はがきによる相談対応
相談件数計 105 件（令和 6 年 1 月～令和 7 年 9 月）

②専門職の活用

心理士、社会福祉士や弁護士の活用。週 2 回、いじめ対応方針検討会を実施し、対応状況等を確認している。

【相談・通報を受けたら…】

相談受理⇒実態把握（本人・関係者面談、学校への状況確認）⇒支援計画策定（どのように動いていくか）⇒介入支援（対象者や学校への支援）⇒終結

③教育委員会等との連携

教育委員会とは、月 1 回、品川区いじめ対策協議会を開催し、双方の事案の進捗管理や役割分担の整理などを行っている。

④いじめ被害者等支援事業補助金交付制度の実施（令和 6 年 6 月から）

いじめによって、発生した弁護士費用や転校費用、医療サポートに係る経費を補助している。

⑤啓発事業の実施

学校外の地域団体（PTA 連合会、民生・児童委員等）に対して、出前講座等を実施している。

令和 8 年 4 月 2 3 日
教育委員会報告資料 No. 6

教育指導担当

令和 8 年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について

報告内容

港区いじめ問題対策連絡協議会、港区教育委員会いじめ問題対策会議のスケジュール及びその内容並びに構成員、問題調査委員会の構成員について報告します。

1 スケジュール及び内容について

(1) 令和 8 年度港区いじめ問題対策連絡協議会

日 時 令和 8 年 5 月 1 2 日（火）午前 1 0 時から 1 1 時まで

会 場 港区役所本庁舎 9 階 911・912・913 会議室

議 事

- ① 令和 8 年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について
- ② 港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドラインの策定について
- ③ 令和 7 年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について
- ④ 令和 8 年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
- ⑤ 関係部署におけるいじめ防止対策について
(令和 7 年度の取組報告及び令和 8 年度の取組予定)
- ⑥ いじめに関する現状について
- ⑦ 学校における取組について
- ⑧ 「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について
- ⑨ 令和 8 年度港区青少年健全育成活動方針について

(2) 令和8年度港区教育委員会いじめ問題対策会議

【第1回】

- 日 時 令和8年6月30日(火) 午前10時
会 場 港区立教育センター(虎ノ門3-6-9)
内 容 ① 会長あいさつ
② 委員紹介
③ 議事
ア 令和8年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告
(5月12日に開催)
イ 令和8年度港区教育委員会いじめ問題対策会議運営方法について
・組織について
・年間スケジュールについて
ウ 令和7年度ふれあい月間の報告について
エ 各機関からの情報提供
④ 意見交換

【第2回】

- 日 時 令和8年11月6日(金) 午前10時
会 場 港区立教育センター(虎ノ門3-6-9)
内 容 ① 会長あいさつ
② 議事
ア いじめに関する現状について(4月から6月の件数及び傾向)
イ いじめの校内委員会の実施状況について
ウ 2学期における学校のいじめの現状、事例等について
③ 意見交換

【第3回】

- 日 時 令和9年2月3日(水) 午前10時
会 場 港区立教育センター(虎ノ門3-6-9)
内 容 ① 会長あいさつ
② 議事
ア いじめに関する現状について(7月から11月の件数及び傾向)
イ いじめの校内委員会の実施状況について
ウ 3学期における学校のいじめの現状、事例等について
③ 意見交換

2 構成員について（※印は今年度からの委員）

（1）令和8年度 港区いじめ問題対策連絡協議会

分野	構成員	
港 区 港区教育委員会	区 長（会長）	清家 愛
	副区長（副会長）	大澤 鉄也
	教育長（副会長）	新宮 弘章※
	保健福祉支援部長	重富 敦※
	みなと保健所長	前田 光哉※
	子ども家庭支援部長	横尾 恵理子※
	児童相談所 所長	岡野 安成
	総務部長	太田 貴二※
	学校教育部長	茂木 英雄
学 校	区立小学校長会長（港南小学校長）	吉川 浩一※
	区立中学校長会長（御成門学園御成門中学校長）	阿部 俊幸※
	区内私立中学校長代表者（広尾学園中学校長）	南風原 朝和
P T A	白金の丘学園白金の丘小学校P T A会長	秋元 史樹※
	六本木中学校P T A会長	佐生 直大※
人権擁護委員	子ども人権委員	菊地 まゆみ
民生・児童委員	民生委員・児童委員連絡協議会長	田中 泉
青少年委員	会長	芝 耕太郎
主任児童委員	部会長	新 光一郎※
医 学	医師	黒木 春郎
警 察	愛宕警察署長	吉武 弘基
	三田警察署長	一瀬 美器雄※
	高輪警察署長	鬼崎 裕一※
	麻布警察署長	平沢 光一※
	赤坂警察署長	濱田 勝行※
	東京湾岸警察署長	藁谷 純子※

(2) 令和8年度 港区教育委員会いじめ問題対策会議

分野	構成員	
港 区 港区教育委員会	教育長（会長）	新宮 弘章
	総務部長（副会長）	太田 貴二※
	学校教育部長（副会長）	茂木 英雄
	子ども若者支援課長	菊池 太佑※
	相談支援担当課長	坪井 清徳※
	相談援助担当課長	堀口 美和※
	人権・男女平等参画担当課長	吉田 一樹※
学 校	区立小学校長会副会長（麻布小学校長）	橋本 勇一※
	区立中学校長会副会長（白金の丘学園白金の丘中学校長）	篠崎 玲子※
学識経験者	埼玉学園大学教授	藤枝 静暁
医 学	医師	黒木 春郎
心 理	教育センター相談員	熊谷 萌花※
福 祉	スクールソーシャルワーカー	三宅 美紀※
法 律	学校法律相談弁護士	牧山 美香
警 察	愛宕警察署生活安全課長	平塚 哲也
	三田警察署生活安全課長	今井 赴夫
	高輪警察署生活安全課長	山口 亜樹
	麻布警察署生活安全課長	中辻 竜馬
	赤坂警察署生活安全課長	鳩澤 貴広※
	東京湾岸警察署生活安全課長	田村 知邦

【オブザーバー】

分野	構成員	
港 区	芝地区総合支所管理課長	若杉 健次※
	麻布地区総合支所管理課長	鳥居 誠之
	赤坂地区総合支所管理課長	木下 典子
	高輪地区総合支所管理課長	小笹 美由紀
	芝浦港南地区総合支所管理課長	井上 茂※
区内私立学校代表	広尾学園中学校副校長	金子 暁

○管理課長は、毎回1～2名ずつ参加いただく。

(3) 令和8年度 港区教育委員会いじめ問題調査委員会

分野	構成員	
学識経験者	埼玉学園大学教授	藤枝 静暁
医 学	医師	黒木 春郎
心 理	教育センター相談員	熊谷 萌花※
福 祉	スクールソーシャルワーカー	三宅 美紀※
法 律	学校法律相談弁護士	牧山 美香

令和 8 年度 港区いじめ問題対策連絡協議会

次 第

令和 8 年 5 月 1 2 日（火）
午前 1 0 時から 1 1 時まで
港区役所 9 階 911・912・913 会議室

- 1 あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議 事
 - (1) 令和 8 年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について 【資料 1】
 - (2) 港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドラインの策定について 【資料 2】
 - (3) 令和 7 年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について 【資料 3】
 - (4) 令和 8 年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について 【資料 4】
 - (5) 関係部署におけるいじめ防止対策について
 - ・令和 7 年度の取組報告及び令和 8 年度の取組予定 【資料 5】
 - ・「みなと相談ねっと」の取組に関する報告について 【資料 5－2】
 - (6) いじめに関する現状について 【資料 6、資料 6－2】
 - (7) 学校における取組について 【資料 7】
- 4 意見交換
- 5 ま と め

配布資料

次 第	
席 次 表	
資 料 1	令和 8 年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組（案）
資 料 2	港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドラインの策定について
資 料 3	令和 7 年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について
資 料 4	令和 8 年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
資 料 5	関係部署におけるいじめ防止対策について
資 料 5－2	「みなと相談ねっと」の取組に関する報告について
資 料 6	いじめに関する現状について
資 料 6－2	港区立学校に在籍する幼児・児童・生徒数等について
資 料 7	学校における取組について
参 考 資 料	港区いじめ防止基本方針

令和8年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組

港区（以下「区」という。）及び港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）、文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、「港区いじめ防止基本方針」（以下「区の基本方針」という。）を定めました。

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見した際、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織（法第22条による設置）に対し、当該いじめに係る情報を報告するとともに、学校の組織的な対応を速やかに開始しなければなりません。

このことから、いじめの未然防止はもちろんのこと、発生時の対応等をより明確にするため、「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」（以下「具体的な取組」という。）を以下の通り定めます。

1 いじめの未然防止に向けた取組

区と教育委員会は、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの未然防止に取り組めます。

（1）人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層充実させるため、人権教育推進委員会^{※1}で取り組むべき課題や指導の在り方を協議するとともに、人権尊重教育推進校を指定し研究を進め、その成果を各学校に普及させます。

※1）人権教育推進委員会は、各幼稚園、小中学校の代表者で構成される委員会で、学校教育における人権教育を推進するために、情報交換・資料収集・調査研究等を通じて教職員の人権感覚を磨き、資質の向上を図るものです。

（2）道徳教育の充実

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する学習を展開し、いじめに正面から向き合うことができるよう指導します。学校に対して具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修等を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するための地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援します。

（3）体験活動の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、各学校における体験活動等を支援します。

（4）学校生活に関する意識調査の活用

WE B Q U（心理テスト）を実施し、児童生徒個々の学級や学校生活における満足感や意欲、児童生徒の学級内での相対的位置、対人関係を営むためのスキルなどの情報を得た上で、よりよい学級集団づくりに即時活用し、授業改善を図るとともに、いじめの未然防止に生かします。

（5）情報モラル教育の推進

インターネット、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を通じて行われるいじめに学校が対応し、情報モラル教育を推進できるよう、専門家を活用するな

どの支援をします。

(6) 児童会・生徒会活動の支援

平成24年12月10日の「港区子どもサミット」で決定した「港いじめ防止子ども宣言」を各学校で有効に活用する機会を設定します。

(7) 教職員の資質の向上

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は欠かせません。そのため、職層研修や生活指導主任会、いじめ防止に関する講演会、いじめ防止推進研修などを通じて、教職員が適切に対応できるよう研修の充実を図ります。

また、小中学校において、教育委員会事務局に報告を行うべきいじめが発生した場合には、原則即日、担当指導主事への電話一報後、教育委員会が作成した報告シートを使い、速やかに報告します。

(8) 家庭・地域との緊密な連携・協力

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」に鑑み、家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう啓発していきます。

また、教育委員会は、家庭、地域、関係機関等の連携が進むよう、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の開催等を支援します。

保護者をはじめ区民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実します。

2 いじめの早期発見に向けた取組

区と教育委員会は、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた各学校の取組を支援するとともに、児童生徒及び保護者がいじめについて、いつでも相談することができる環境の整備に努めます。

(1) ふれあい月間の実施

小中学校において、児童生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付け、アンケートや面談等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

なお、この取組が充実し、いじめが早期に発見され、早期解決につながるよう、各学校への調査及び指導の支援を行うとともに、いじめ防止を呼びかける横断幕やリーフレット等を活用して保護者や区民へいじめ防止の啓発を図るとともに、いじめ防止に関する情報を提供します。

(2) スクールカウンセラーの配置

いじめ等に関する児童生徒及び保護者の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全ての小中学校に配置します。

(3) みなと子ども相談ねっとの開設

子ども家庭支援部子ども家庭支援センターが、区内児童生徒を対象に、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン等を利用した「みなと子ども相談ねっと」を平成26年6月30日より開始しました。これまでの電話、面接等の相談に加え、子どもに身近なツールを活用し、子どもの困りごとや不安、悩みを24時間受け付け、一緒に対策を考えていきます。寄せられた相談には、区と教育委員会が連携して問題解決に当たります。

(4) 教育相談の充実

いじめの早期発見及び早期解決に向け、区立教育センターの来所相談及び電話相談、オンライン相談で、児童生徒及び保護者からの相談を受けるとともに、相談内容に応じて関係機関等との連携を図ります。

(5) 相談機関等の周知

児童生徒及び保護者がいじめの相談機関を身近に感じられるよう、年度当初及びふれあい月間等において、区の広報紙やチラシ等を用いて定期的に相談窓口の周知を行います。

3 いじめの解決に向けた取組

区と教育委員会は、子どもの生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、各学校の対応が適切に行われるよう支援し、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決します。被害児童生徒、保護者への支援、加害児童生徒に対する指導、加害児童生徒の保護者に対する助言、傍観者への指導を適切に実施できるよう、学校を支援してまいります。また、子どもタスクフォースが昨年度設置され、区長部局と教育委員会が連携することで、より確実ないじめの未然防止・早期発見に努めます。

(1) 出席停止制度の適切な運用

教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該の児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒をはじめ、児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。また、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定変更や区域外就学等、様々な対応を視野に入れて対応を検討します。

出席停止の措置を行う必要がある場合には、別室での個別指導を行うなど、出席停止期間も児童生徒の学習権を保障し、児童生徒と保護者への必要な助言等を行う等、十分な配慮の上で行います。また、当該の児童生徒の出席再開については、個々の事案によって状況が異なるため、いじめを受けた児童生徒とその保護者の心情に寄り添いながら判断してまいります。

(2) スクールソーシャルワーカーの配置

引き続きスクールソーシャルワーカーを各学校に年間38日配置します。また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを家庭等に派遣して、個別に状況の把握や支援に努め、いじめ解決後もフォローアップを行います。

(3) 関係機関等との連携

いじめを行う児童生徒に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所、警察などの関係機関等といじめに係る情報や課題を共有し、解決に当たります。また、子どもタスクフォースが昨年度設置され、区長部局と教育委員会が連携していじめの未然防止・早期発見に努めます。

(4) 四者協議会の活用

民生児童委員の担当地区ごとに開催される四者協議会を活用し、学校、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談センター等の関係機関が、いじめ防止に関する学校や地域の現状及び課題について、情報の共有化を図るとともに、解決に向けた取組について協議を行います。

4 組織等の設置

区と教育委員会は、いじめ防止に係る機関との連携を図るための協議会や6(1)に掲げる重大事態が発生した場合の調査組織等、以下の3つの組織を設置します。

(1) 港区いじめ問題対策連絡協議会【法第14条第1項】

いじめ防止等に係る機関等との連携を図るため、「港区いじめ問題対策連絡協議会」を置きます。主な所掌事項は次のとおりとします。

- ・港区立学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
- ・いじめの防止等に係る機関等の連携に関する事項

- ・その他、いじめ防止等のための対策に関する事項
- (2) 港区教育委員会いじめ問題対策会議【法第14条第3項】
「港区いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、港区教育委員会の附属機関として、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「港区教育委員会いじめ問題対策会議」を置きます。主な所掌事項は次のとおりとします。
 - ・いじめの防止等のための調査研究等、専門的な見地からの審議
 - ・港区が行ういじめ防止等のための対策の支援
- (3) 港区教育委員会いじめ問題調査委員会【法第28条第1項】
学校等から次に掲げる重大事態の報告があった場合は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「港区教育委員会いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 なお構成員については当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。
- (4) 港区いじめ問題調査委員会【法第30条2項】
区立学校又は「港区教育委員会いじめ問題調査委員会」が行った調査に対して、必要がある場合は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関として「港区いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。
なお構成員については当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）かつ弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識を有する者をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

5 学校における取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
学校は、法第13条に基づき、国の基本方針及び区の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を定めます。
学校の基本方針には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・即時対応のあり方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修、保護者や地域等との連携などの事項を定めるなど、いじめの防止等全体に係る内容とします。
また、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、定期的な取組状況の点検と必要に応じた見直しを行います。
- (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置
学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を設置します。
また、学校がいじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要な構成員を加え実施することができます。
なお、日頃からいじめの問題等、生活指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等、既存の組織を活用することができます。
- (3) 学校いじめ対策委員会の役割
学校いじめ対策委員会の役割は、以下の4点のとおりです。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善（PDCAサイクル）の際に中核となる役割
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
などが挙げられます。
- （４）学校におけるいじめの防止に関する取組
学校におけるいじめの防止に関する取組は、以下の４点の柱に基づいて行うものとします。
- ① 未然防止
 - ・「いじめは絶対に許されない」「いじめに対して傍観者にならない」という雰囲気为学校全体への醸成
 - ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・学級活動や児童会（生徒会）活動などで、児童生徒自らがいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会の設定
 - ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
 - ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
 - ・家庭訪問、電話連絡、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
 - ② 早期発見
 - ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
 - ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
 - ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有
 - ③ 早期対応
 - ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的な対応
 - ・いじめられた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保
 - ・いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - ・学校いじめ対策委員会を即日開催し、いじめの事実確認と原因究明
 - ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童生徒への指導
 - ・いじめを見ていた児童生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
 - ・いじめられた児童生徒の保護者に対する、心理的ストレスの軽減につなげるための支援
 - ・いじめた児童生徒の保護者に対する、家庭での指導に関する助言
 - ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
 - ・関係機関、専門家等との相談・連携
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談
 - ④ 重大事態への対応
 - ・いじめられた児童生徒の生命及び安全の確保
 - ・いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - ・関係機関、専門家等との相談・連携
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
 - ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は区が行う調査へ

の協力

・重大事態発生についての教育委員会への報告
などが挙げられます。

(5) いじめの「解消」の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

○ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者の立場に立って、心に寄り添い、守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(6) 学校として特に配慮が必要な児童生徒への対応

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが発生することがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。また、外国人児童生徒が国籍をおく国の情勢や、日本との関係により、不当な差別的言動が起らないよう適切な指導を行います。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- ④ 感染症に罹患した児童生徒及び、罹患した家族がいる児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

(7) 学校運営協議会制度の活用

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「学校運営協議会制度」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

6 重大事態への対応

いじめにより児童生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければなりません。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。被

害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。教育委員会は、いじめを受けた児童生徒とその家族に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて全力で取り組みます。

(1) 重大事態の報告

学校は、次に掲げる重大事態が発生したと判断した場合には、速やかに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を区長に報告します。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行います。

調査主体は、教育委員会が主体となる場合と学校が主体となる場合があります。教育委員会が調査主体を判断します。なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行います。

調査を開始する前に、被害者・保護者に対し、以下の6点について丁寧に説明します。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

被害者等の意向を踏まえた調査とします。その際、特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明します。ただし、個人情報については、港区個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなどについても説明していきます。

(3) 調査の実施

学校又は教育委員会に設ける調査組織において、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者及び区長に以下の4点について報告します。

- ① 教育委員会において議題とし、総合教育会議において議題として取り扱うこともあわせて検討する。
- ② 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができる。
- ③ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。
- ④ 教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。なお、学校が調査主体となった場合は、区長への報告は教育委員会を通じて行います。
- ⑤ これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(5) 調査結果の説明・公表及び個人情報の保護

調査結果における情報について、個別の情報が個人情報に該当するか否かは、港区個人情報保護条例等に照らして適切に判断します。教育委員会及び学校として、港区個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して開示します。

(6) 調査結果を踏まえた対応

調査結果において、いじめが認定された場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行います。また、教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教育委員会は、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等にかかる報告を東京都教育委員会に行います。

(7) 港区いじめ問題調査委員会による再調査

再調査を行う必要があると考えられる場合については、次の4点です。

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない。
- ② 事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない。
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない。
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある。

ただし、上記①～④の場合であっても、港区いじめ問題調査委員会による再調査ではなく、港区教育委員会いじめ問題調査委員会において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うこともあります。

7 取組の評価・改善

区と教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組が適切に行われるよう、学校評価の結果等を元に指導するとともに、区のいじめ防止の取組を定期的に評価・改善します。

- (1) いじめ防止の取組が的確に評価され、充実・改善されるよう、各学校の実施する学校評価に、いじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を共通の項目として設定します。
- (2) 教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教職員による日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底します。
- (3) 教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組を進める上で、学校運営の改善が図られるよう、学校訪問や第三者評価委員による外部評価を活用し、校長等への指導・助言を行います。
- (4) 区及び教育委員会は、各学校の評価結果を分析するとともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取組について協議し、ホームページ等で公開します。また、区の基本方針についても、評価、修正、改善をしていきます。

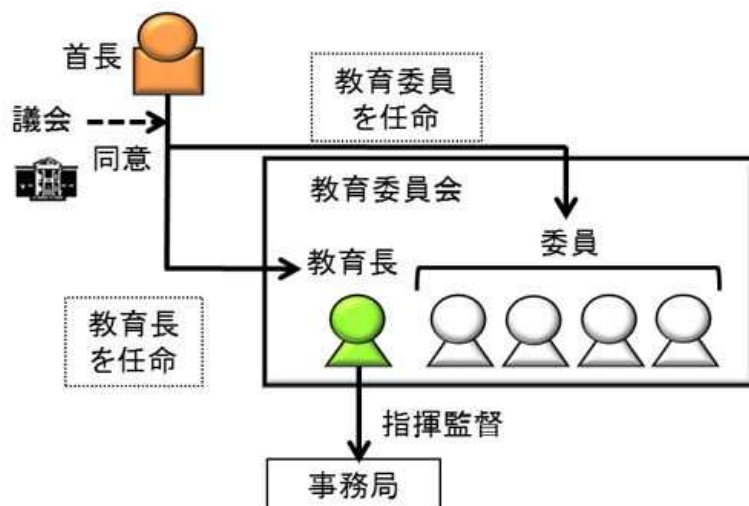
教育委員会制度について

1. 教育委員会制度の概要

教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定。
- 教育委員会は、常勤の教育長1人と非常勤の教育委員4人の原則5人で構成。任期は教育長は3年、教育委員は4年でそれぞれ再任可。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）。地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命。

【教育委員会の組織のイメージ図】



教育委員会制度の意義

1. 政治的中立性の確保

◎ 教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要であり、教育行政の執行に当たって、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することが必要。

2. 継続性、安定性の確保

◎ 教育は、子供の健全な成長発達のため、一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

3. 地域住民の意向の反映

◎ 教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

教育委員会制度の特性

1. 首長からの独立性

◎ 行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

2. 合議制

◎ 多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

3. 住民による意思決定（レイマンコントロール）

◎ 住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

2. 教育委員会の事務

○ 教育委員会は、地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する事務を処理。

1. 教育委員会と首長の職務分担

教育委員会	○学校教育に関すること ・ 公立学校の設置、管理、廃止 ・ 教職員の人事・研修 ・ 児童生徒の入学、転学、退学 ・ 学校の組織編成、教育課程、生徒指導 ・ 教科書採択 ・ 校舎等の施設の整備 等	○社会教育に関すること ・ 社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助 ・ 講座、集会の開設 等 ○学校における体育に関すること 等
原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務	○文化に関すること ・ 文化事業の実施 ・ 文化施設の設置、管理、廃止 等 ○文化財の保護に関すること	○社会教育に関すること ・ 図書館、博物館、公民館等の設置、管理、廃止 ○スポーツに関すること ・ スポーツ事業の実施 ・ スポーツ施設の整備 等
知事 市町村長	○大学に関すること ○私立学校に関すること ○教育財産の取得・処分	○契約の締結 ○予算の執行

2. 合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事務（教育長に委任できない事務）

- ・ 教育に関する事務の管理・執行の基本的方針に関すること
- ・ 教育委員会規則・規程の制定、改廃に関すること
- ・ 教育委員会所管の学校・教育機関の設置、廃止に関すること
- ・ 教育委員会やその所管の学校等の職員の任免その他人事に関すること
- ・ 教育に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価に関すること
- ・ 教育事務の予算その他議会の議決を経るべき事項の議案について長に具申する意見に関すること

（初等中等教育局初等中等教育企画課）

-- 登録：平成21年以前 --

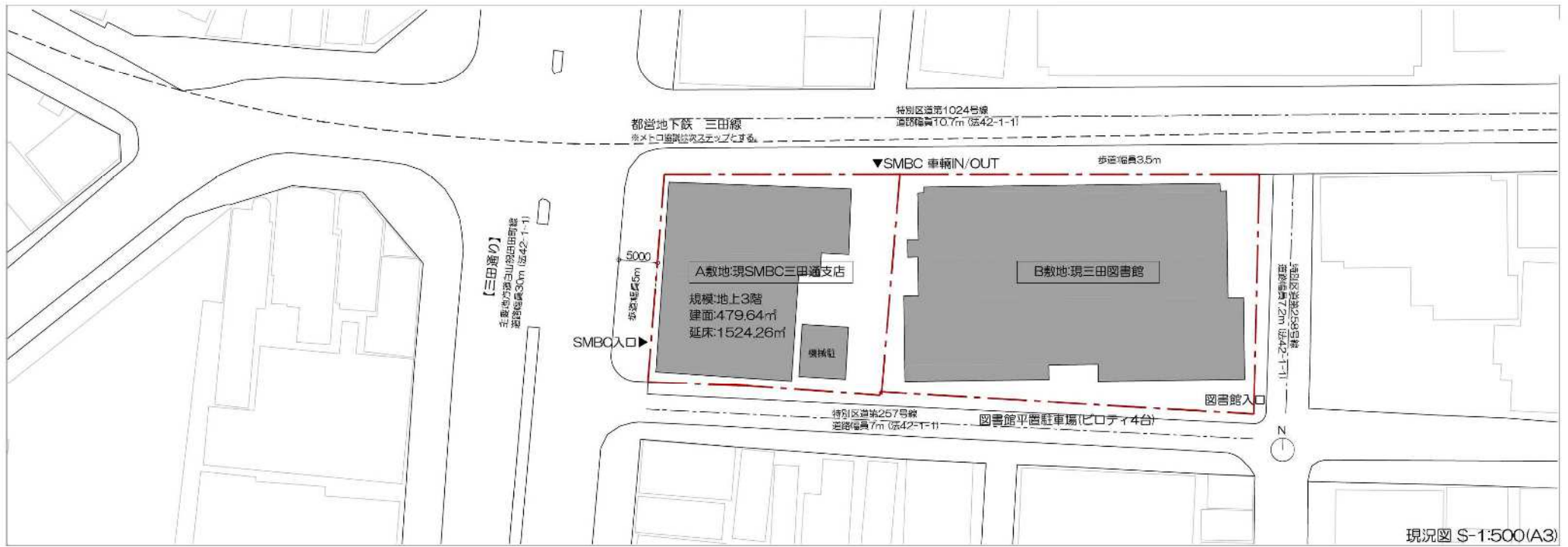
2 （仮称）芝五丁目共同プロジェクトについて

（１）区とSMBCとの主な協議経過について

年月	協議内容
令和6年 4月	・ SMBCの三田通支店の建替え計画や区の活用方針について双方で情報共有
令和6年 10月	・ 用地の有効活用のため、共同建替えの可能性をSMBCへ打診 ・ 共同建替えに係る条件・手法等の確認 ・ 判断材料としてボリュームチェックの実施について
11月	・ SMBCと合築検討の確認
12月	・ 合築検討用のボリュームチェックについて ・ 秘密保持について
令和7年 1月から3月	・ ボリュームチェックについて ・ 合築に向けた課題等について
4月から12月	・ 合築合意の条件と課題等について ・ 基本構想の内容、スケジュール検討
令和8年 1月	・ 合築についての確認 ・ 用地・施設活用方針検討委員会に付議（合築について）
2月	・ 公共施設等整備検討委員会（合築について）に付議
3月	・ 総務常任委員会報告（合築について）
4月から5月	・ 庁内施設需要調査実施

(2) ボリュームチェックについて

芝5丁目プロジェクト（仮称）



■敷地概要

敷地面積	: A : 827.93㎡/B : 1,393.48㎡ 計2,221.41㎡
用途地域	: 商業地域
容積率	: A : 600%/B : 500㎡
建蔽率	: 100% (防火地域/耐火建築物)
高度地区	: なし
高度利用地区	: なし
日影規制	: なし
文教地区	: 第二種文教地区
地区計画	: なし
景観	: 三田通り周辺景観形成特別地区
附属義務	: あり(東京都駐車場条例) 42台(内障害者用1台、荷捌き用4台)

■まちづくりの方針図



「地区まちづくりマスタープラン」より

■まちの整備イメージ



「田町駅前口・札の辻交差点周辺地区 まちづくりガイドライン」より

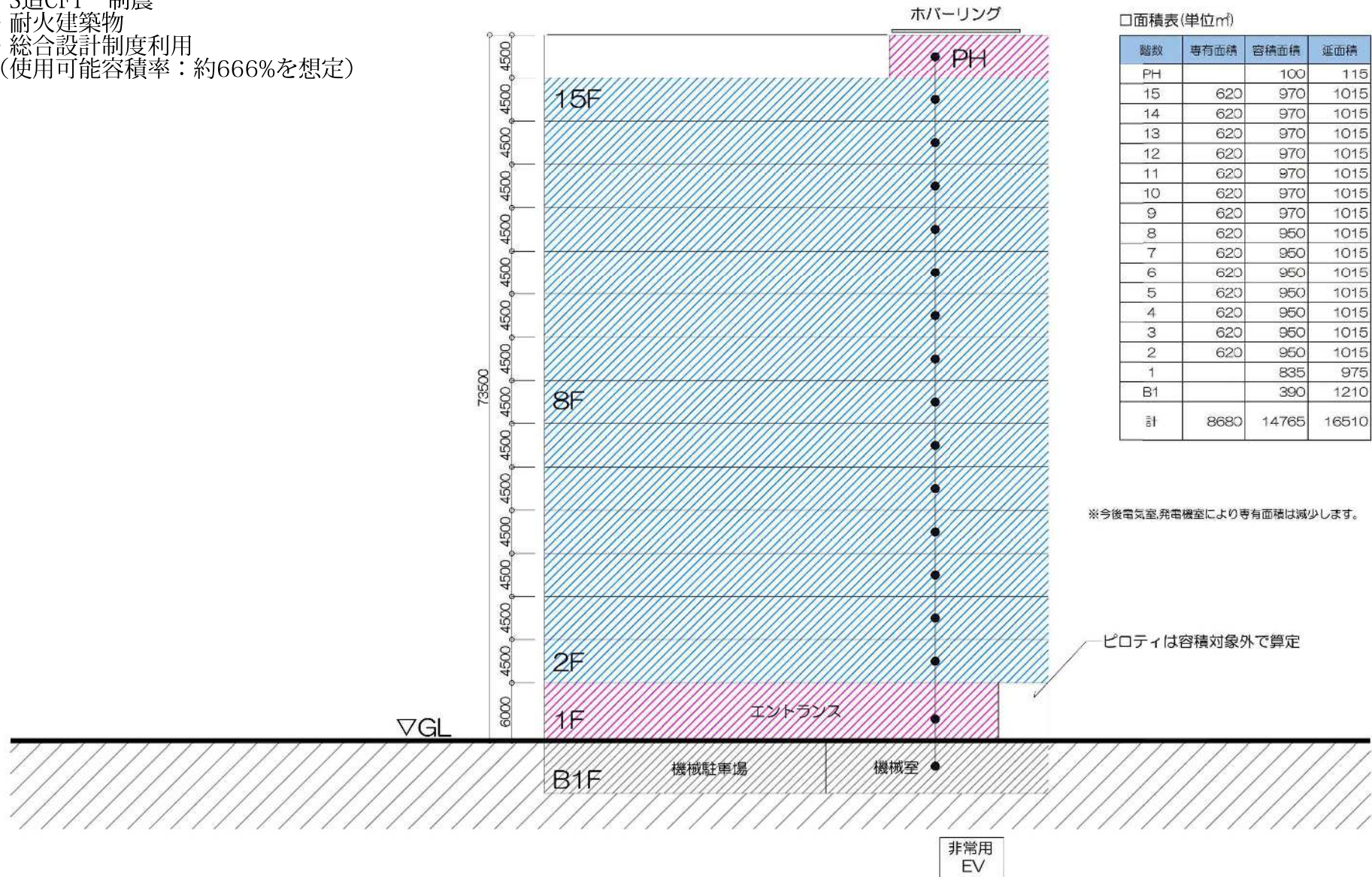
■景観



ボリュームチェックのための断面イメージ

□建物概要

- ・地上15階 地下1階
- ・S造CFT 制震
- ・耐火建築物
- ・総合設計制度利用
(使用可能容積率：約666%を想定)



(3) スケジュール (案) について

	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度
事業スケジュール	基本構想	基本計画 旧三田図書館 解体設計	基本設計 旧三田図書館 解体工事	実施設計	新築工事 (令和16年度竣工)
議会報告	●補正予算 (第2回定例会) ●施設用途報告	●整備計画素案報告 ●整備計画案報告	●工事請負契約議決		

(4) 施設需要調査結果について

調査期間：令和8年4月20日から同年5月14日まで

	整備を希望する施設名	所管課
1	自転車駐車場	芝地区総合支所まちづくり課
2	社会福祉協議会執務室	保健福祉課
3	更生保護サポートルーム	保健福祉課
4	老人クラブ連合会事務室	保健福祉課
5	港区在宅療養相談センター	保健福祉課
6	障害者グループホーム	障害者福祉課
7	生活介護	障害者福祉課
8	短期入所	障害者福祉課
9	児童発達支援センター	障害者福祉課
10	カフェ・ドゥー (就労継続支援A型事業所)	障害者福祉課
11	生活・就労支援センター	生活福祉調整課
12	分庁舎	区役所改革担当
13	生涯学習センター	生涯学習スポーツ振興課
14	屋外スポーツ施設	生涯学習スポーツ振興課

※ 施設用途について、令和8年度の「基本構想策定業務」で検討・調整を行い、施設の機能を確定します。

3 二十歳（はたち）のつどいについて

(1) 対象者数（令和8年5月25日時点）

ア 参加対象者

(ア) 令和8年度の二十歳のつどい対象者^{※1} 1, 922人

(イ) アのうち非課税世帯数^{※2} 223人

イ 参加見込み

(ア) 参加見込み者数^{※3} 905人

(イ) アのうち非課税世帯数^{※4} 105人

※1 平成18年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方が対象です。

※2 積算式 $1,922人 \times 11.6\%$ （令和7年度の非課税世帯率）

※3 積算式 $1,922人 \times 47.1\%$ （令和7年度参加率）

※4 積算式 $223人 \times 47.1\%$ （令和7年度参加率）

(2) 積算根拠

ア 晴れ着の貸出し数量について

15着（振袖10着、袴5着）

【積算】

他自治体で類似の事例を参考にしています。

	自治体名	晴れ着の用意	参加対象者数	用意率
1	清瀬市	2着	755人	0.26%
2	豊島区	7着	3,186人	0.22%

上記を踏まえると、港区の対象者数から計算すると、5着程度が想定されます。参加が見込まれる非課税世帯数や予備も考慮して、15着を見込みます。

イ 補正額について

3,218千円

【内訳】

（単価契約分）

振袖一式 $165,000円 \times 10人 = 1,650,000円$

振袖着付け $22,000円 \times 10人 = 220,000円$

袴一式 $66,000円 \times 5人 = 330,000円$

袴着付け $11,000円 \times 5人 = 55,000円$

ヘアセット（髪結いあり）・メイク $44,000円 \times 10人 = 440,000円$

ヘアセット（髪結いなし）・メイク $16,500円 \times 5人 = 82,500円$

（総価契約分）

事務運営費 440,000円

4 私立小中学校等就学者給食費相当支援給付金について

(1) 教育委員会定例会の議事要旨について

ア 令和8年3月26日 令和8年第5回教育委員会定例会（協議事項第1）

・質疑応答は次のとおりです。

○A委員

給食が無償化されている学校はどのくらいあるか。

委託料の算出方法は。

○教育長室長

私立学校で給食費が無償化されているという情報は、得ていない。

委託料は、区民で区立に通われている方を除外し、案内するシステム構築やコールセンター、申請書類を受付・修正等窓口。

○B委員

支給金額は学校の給食費等の多寡は問わず、一律給付か。

○教育長室長

そのとおり。国補助や都補助を横引いて算出している。

○B委員

弁当の学校もあると思うが、それに対しても同額か。

○教育長室長

そのとおり。

（協議事項終了）

イ 令和8年4月23日 令和8年第7回教育委員会定例会（議案第26号審議）

・教育委員から、質問・意見はありませんでした。

・原案どおり可決

(2) 給食費相当額支給対象者数について（令和8年3月現在）

【日本国籍・重国籍】

小学生

(単位：人)

	住民登録者数 (区立+私立等)	都補助対象		都補助対象外								私立等 合計
		私立	私立 特支学校	国立	国立 特支学校	都立	都立 特支学校	インター	海外	他公立	その他	
1年生	2,211	324	1	16	0	0	19	143	31	6	14	554
2年生	2,324	339	1	14	0	0	19	141	43	8	10	575
3年生	2,439	351	0	16	0	0	28	160	46	9	3	613
4年生	2,401	340	2	17	0	0	20	185	51	6	1	622
5年生	2,338	346	1	16	1	0	11	137	58	10	2	582
6年生	2,103	277	0	11	0	0	12	127	68	18	1	514
合計	13,816	1,977	5	90	1	0	109	893	297	57	31	3,460

中学生

(単位：人)

	住民登録者数 (区立+私立等)	都補助対象		都補助対象外								私立等 合計
		私立	私立 特支学校	国立	国立 特支学校	都立	都立 特支学校	インター	海外	他公立	その他	
1年生	2,097	1,083	1	35	0	11	13	110	57	8	1	1,319
2年生	1,965	1,013	1	20	1	8	3	82	48	12	21	1,209
3年生	1,919	919	0	29	0	9	3	97	49	15	7	1,128
合計	5,981	3,015	2	84	1	28	19	289	154	35	29	3,656

※学事事務システムにて対象者を抽出（条件：港区に住民登録有り、小1～中3の学齢、港区立学校に在籍なし）（以降も同じ）

【外国籍】

小学生

(単位：人)

	住民登録者数 (区立＋私立等)	都補助対象		都補助対象外								私立等 合計
		私立	私立 特支学校	国立	国立 特支学校	都立	都立 特支学校	インター	海外	他公立	その他	
1年生	211	1	0	1	0	0	3	57	1	0	0	63
2年生	213	3	0	0	0	0	2	64	11	0	0	80
3年生	247	2	0	0	0	0	1	70	9	2	0	84
4年生	197	4	0	0	0	0	0	79	6	0	0	89
5年生	241	4	0	0	0	0	1	87	16	5	2	115
6年生	179	0	0	0	0	0	0	65	9	5	2	81
合計	1,288	14	0	1	0	0	7	422	52	12	4	512

中学生

(単位：人)

	住民登録者数 (区立＋私立等)	都補助対象		都補助対象外								私立等 合計
		私立	私立 特支学校	国立	国立 特支学校	都立	都立 特支学校	インター	海外	他公立	その他	
1年生	201	11	0	2	0	1	1	151	61	7	1	235
2年生	165	5	0	0	0	0	11	59	55	7	0	137
3年生	128	2	0	0	0	0	13	27	4	13	1	60
合計	494	18	0	2	0	1	25	237	120	27	2	432

【日本国籍・重国籍＋外国籍】

小学生

(単位：人)

	住民登録者数 (区立＋私立等)	都補助対象		都補助対象外								私立等 合計
		私立	私立 特支学校	国立	国立 特支学校	都立	都立 特支学校	インター	海外	他公立	その他	
1年生	2,422	325	1	17	0	0	22	200	32	6	14	617
2年生	2,537	342	1	14	0	0	21	205	54	8	10	655
3年生	2,686	353	0	16	0	0	29	230	55	11	3	697
4年生	2,598	344	2	17	0	0	20	264	57	6	1	711
5年生	2,579	350	1	16	1	0	12	224	74	15	4	697
6年生	2,282	277	0	11	0	0	12	192	77	23	3	595
合計	15,104	1,991	5	91	1	0	116	1,315	349	69	35	3,972

中学生

(単位：人)

	住民登録者数 (区立＋私立等)	都補助対象		都補助対象外								私立等 合計
		私立	私立 特支学校	国立	国立 特支学校	都立	都立 特支学校	インター	海外	他公立	その他	
1年生	2,298	1,094	1	37	0	12	14	261	118	15	2	1,554
2年生	2,130	1,018	1	20	1	8	14	141	103	19	21	1,346
3年生	2,047	921	0	29	0	9	16	124	53	28	8	1,188
合計	6,475	3,033	2	86	1	29	44	526	274	62	31	4,088

(3) 給食費相当額支給対象外（生活保護、就学援助）人数について

ア 令和7年度 港区立以外生活保護給食費支給人数

生活保護で給食費実費を支給している人数

(単位：人)

	小学生	中学生	計
私立等	2	1	3

※令和8年3月の人数です。

※保護費の受給開始・停止により、月ごとに人数の増減があります。

イ 令和7年度 港区立以外就学援助給食費支給人数

就学援助で給食費実費を支給している人数

(単位：人)

	小学生	中学生	計
私立等	15	5	20

※令和8年度の認定者は7月に確定します。

ウ 令和7年度 東京都就学奨励事業給食費支給人数

令和7年度支給実績はありません。

エ その他の「等」に含めた事業

都立学校給食代替費負担軽減支援金

港区教育委員会として、本事業の対象者の情報は得ていません。

オ 学校で給食費が無償化されている場合

港区教育委員会として、私立学校で給食費が無償化されているという情報は得ていません。

(4) 在籍校に登校していない児童・生徒数について

令和8年3月1日現在

(単位：人)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
御成門学園 御成門	4	6	4	3	6	1	24
芝	0	1	1	1	1	1	5
赤羽	4	3	8	1	3	3	22
芝浦	4	3	1	1	1	1	11
芝浜	11	6	0	1	1	0	19
御田	7	7	1	2	1	2	20
高輪台	3	0	5	7	4	3	22
白金	6	1	4	1	0	3	15
白金の丘学園 白金の丘	7	10	2	4	4	7	34
港南	0	0	1	0	0	0	1
麻布	7	10	4	2	3	3	29
南山	3	1	2	3	2	5	16
本村	8	7	7	3	6	2	33
筈	13	12	15	6	9	10	65
東町	6	0	2	1	3	2	14
赤坂学園 赤坂	1	1	2	1	1	2	8
青山	3	0	0	1	1	2	7
青南	8	6	9	13	9	9	54
お台場学園 港陽	0	0	0	4	2	1	7
合計	95	74	68	55	57	57	406

(単位：人)

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
御成門学園 御成門	0	1	1	2
三田	0	1	0	1
高松	5	3	6	14
港南	4	2	4	10
白金の丘学園 白金の丘	2	2	1	5
六本木	6	7	10	23
高陵	2	3	6	11
赤坂学園 赤坂	4	5	0	9
青山	0	2	2	4
お台場学園 港陽	0	0	0	0
合計	23	26	30	79

※全て港区立学校に在籍している児童・生徒です。

私立小中学校等就学者給食費相当支援給付金の対象者「(ウ) 港区立学校に在籍していない」には該当しないため、支給対象外となります。

(5) 港区立小中学校給食代替者補助金の対象者数及び支給実績について

令和7年度

学年	対象者数（人）	支給者数（人）	支給金額（円）
小1	1	1	18,480
小2	6	4	177,310
小3	8	6	283,250
小4	5	3	97,280
小5	9	7	352,165
小6	7	6	153,421
中学生	41	31	1,132,447
合計	77	58	2,214,353

(6) 23区で私立小・中学校等の児童・生徒に給食費相当額を支給している自治体一覧（令和8年6月11日現在）

区	事業名	対象（概要）	支給金額（令和7年度）
新宿	私立学校就学者等支援給付金	区立学校に在籍しておらず、小学校1年～中学校3年の学齢で、各基準日において区教育委員会の学齢簿に記録されている児童・生徒 ※インターナショナルスクール、国立、都立含む。	小学生 66,000円 中学生 81,000円
杉並	杉並区給食費相当給付金	国立・私立学校、インターナショナルスクール又は区立学校以外の公立学校に通う児童・生徒	小学生 6,000円（1月） 中学生 6,000円（1月） ※1月単価×11カ月分を支給
文京	学校給食費支援給付金	小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）又は小・中学校相当の教育を行う各種学校等に在籍する児童・生徒（区立学校在籍者を除く。） ※インターナショナルスクール、国立含む。	小学校低学年 4,600円（1月） 小学校中学年 4,900円（1月） 小学校高学年 5,500円（1月） 中学生 5,800円（1月） ※1月単価×12カ月分を支給
江戸川	私立学校等就学者給食費補助	区立学校に就学していない児童・生徒（インターナショナルスクールを含む。）	小学校低学年 300円（1食） 小学校中学年 320円（1食） 小学校高学年 340円（1食） 中学生 385円（1食） ※在籍月数に応じて支給 ※毎月の給食回数は区立学校の標準回数に準じる。
墨田	私立学校就学者等支援事業	私立、国立、各種学校（インターナショナルスクール等）、区立学校以外の公立学校（※）に通う児童・生徒 ※給食無償化実施学校を除く。	小学生 50,000円 中学生 60,000円
中野	中野区私立学校等保護者支援給付金	区立学校に在籍していない児童・生徒（都立学校、他区市町村立学校在籍者除く。） 区立学校に在籍し、4月から給食を一切喫食していない児童・生徒 ※インターナショナルスクール、国立含む。	小学生 64,000円 中学生 78,000円